

平成25年

三重県議会定例会会議録

(11月28日)
(第29号)

第29号
11月28日

平成25年

三重県議会定例会会議録

第 29 号

○平成25年11月28日（木曜日）

議事日程（第29号）

平成25年11月28日（木）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第2 議案第144号
〔委員長報告、採決〕
- 第3 検討会設置の件

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第144号
- 日程第3 検討会設置の件

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	48名		
1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之
7	番	石田	成生

8	番	大久保	孝	栄
9	番	東		豊
10	番	中 西		勇
11	番	濱 井	初	男
12	番	吉 川		新
13	番	長 田	隆	尚
14	番	津 村		衛
15	番	森 野	真	治
16	番	水 谷	正	美
17	番	杉 本	熊	野
18	番	中 村	欣一	郎
19	番	小 野	欽	市
20	番	村 林		聡
21	番	小 林	正	人
22	番	奥 野	英	介
23	番	中 川	康	洋
24	番	今 井	智	広
25	番	藤 田	宜	三
26	番	後 藤	健	一
27	番	辻	三千	宣
28	番	笹 井	健	司
29	番	稲 垣	昭	義
30	番	北 川	裕	之
31	番	館	直	人
32	番	服 部	富	男
33	番	津 田	健	児
34	番	中 嶋	年	規
35	番	青 木	謙	順

36	番	中 森	博 文
37	番	前 野	和 美
38	番	水 谷	隆
39	番	日 沖	正 信
40	番	前 田	剛 志
41	番	舟 橋	裕 幸
43	番	三 谷	哲 央
44	番	中 村	進 一
45	番	岩 田	隆 嘉
46	番	貝 増	吉 郎
47	番	山 本	勝
48	番	永 田	正 巳
50	番	西 場	信 行
51	番	中 川	正 美
欠席議員	2名		
6	番	粟 野	仁 博
49	番	山 本	教 和
(52	番	欠	員)
(42	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林	敏 一
書記 (事務局次長)	青 木	正 晴
書記 (議事課長)	米 田	昌 司
書記 (企画法務課長)	野 口	幸 彦
書記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔	裕 行
書記 (議事課班長)	上 野	勉
書記 (議事課主幹)	加 藤	元

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴木 英 敬
副 知 事	石 垣 英 一
副 知 事	植 田 隆
危機管理統括監	渡 邊 信一郎
防災対策部長	稲 垣 司
戦略企画部長	山 口 和 夫
総 務 部 長	稲 垣 清 文
健康福祉部長	北 岡 寛 之
環境生活部長	竹 内 望
地域連携部長	水 谷 一 秀
農林水産部長	橋 爪 彰 男
雇用経済部長	山 川 進
県土整備部長	土 井 英 尚
健康福祉部医療対策局長	細 野 浩
健康福祉部子ども・家庭局長	鳥 井 隆 男
環境生活部廃棄物対策局長	渡 辺 将 隆
地域連携部スポーツ推進局長	世 古 定
地域連携部南部地域活性化局長	森 下 幹 也
雇用経済部観光・国際局長	加 藤 敦 央
企 業 庁 長	小 林 潔
病院事業庁長	大 林 清
会計管理者兼出納局長	中 川 弘 巳
教育委員会委員長	岩 崎 恭 典
教 育 長	山 口 千代己

公安委員会委員長
警察本部長

西本 健郎
高須 一弘

代表監査委員
監査委員事務局長

福井 信行
小林 源太郎

人事委員会委員
人事委員会事務局長

楠井 嘉行
速水 恒夫

選挙管理委員会委員

高木 久代

労働委員会事務局長

前 嶌 卓 弥

午前10時0分開議

開 議

○議長（山本 勝） おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（山本 勝） 日程に入るに先立ち、報告いたします。
去る11月27日、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第144号について、審査報告書が予算決算常任委員長から提出されました。
以上で報告を終わります。

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件名
144	平成25年度三重県一般会計補正予算（第5号）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成25年11月27日

三重県議会議長 山本 勝 様

予算決算常任委員長 貝増 吉郎

質 問

○議長（山本 勝） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。9番 東 豊議員。

〔9番 東 豊議員登壇・拍手〕

○9番（東 豊） 皆さん、おはようございます。

今日は一般質問の初日の初めということで大変緊張しておりますが、11月28日ということで、今日は何の日かと申しますと、皆様、御案内、御承知かと思いますが、第4木曜日なんですね。第4木曜日といいますと、およそ400年ほど前にイギリスからアメリカに移住をされた方が初めて現地の人の協力をいただいて農作物がたくさんできたと。農作物がたくさんできたので、地元の人と、それから、移住をしてきたイギリス人が一緒にお祝いをしようという記念の日でございまして、一般的にはサンクス・ギビング・デーと、感謝祭という日でございます。こんな日に冒頭、朝から質問させていただく感謝にたえません。しかも、午前中は少数会派の3人でリレーをしていくということで、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

アメリカのことを言うので、ついではなと思うんですが、昨日はキャロライン・ケネディさんの誕生日ということで、新聞に鷹山のことも書いて

いただいております、そういうハッピーな今週でございます。そんな日も迎えております。

ついでに言うてはいけないことなんですが、実は11月23日といいますと、同じように日本では新嘗祭というので、初穂を感謝して神にささげていただくということでございまして、新嘗祭は全国の神社で行われているという非常にめでたい時期でございます。あわせて冒頭、御挨拶ということで話をさせていただきました。

さて、通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。緊張しておりますので名前を言うのを忘れまして。尾鷲市・北牟婁郡選挙区選出の東豊でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。品格を尊び、会派鷹山の名に恥じぬように一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目でございます。平成の大合併により合併した市町における課題の把握とその評価と将来展望につきましてということで、県の果たすべき役割についてというテーマでございます。

この質問につきましては我が会派の鷹山の奥野代表の永遠のテーマというふうに位置づけられていらっしゃるんですが、今回は、おまえ、せいということで、私が剣道でいいますところの先鋒という役で質問させていただきたいと思っておりますが、執行部の皆様の御答弁次第によっては代表も後で関連質問をするぞということでございまして、骨を拾っていただくつもりでございます。

さて、質問に入ります。

少子・高齢化の進展、国、地方ともに厳しい財政状況において行財政基盤の強化が求められ、平成11年に地方分権一括法が成立をし、いわゆる平成の大合併が平成11年から平成17年度までに市町村の合併の特例に関する法律のもとで推進されました。全国でおおよそ3232ある自治体から、平成22年の3月末までには1727となり、また、三重県におきましても69市町村が、合併組は16団体となり、現在では29市町となって大きく再編されています。

平成の大合併は、住民にとって最も身近な自治体である市町村が、将来に

わたって自らの判断と責任のもとに地域の実情に合った行政サービスを継続的に提供することが求められる中で、合併という手段によって行財政規模や能力の拡充を図るとともに、行財政の効率化の一層の取組ができることを目的とするものであったのですが、もう一方では、合併により、行政と住民相互の連帯の弱まりであるとか、想定した財政計画との乖離、周辺部の衰退、旧市町村の歴史、文化、伝統といった特徴や個性の喪失といったことなどの問題も指摘されています。

特に、これらの問題点の中で周辺部の衰退は無視することのできないとりわけ大きな問題でありまして、市町村合併を経て行政の中核機能がなくなってしまった地区では、急に人が減ってしまったとかまちが寂れて感じるといった声を時々耳にします。

また、合併による優遇措置が終了した後も財政運営が本当にうまくやっていけるのかという懸念をすることであり、住民にとって最も身近な自治体が継続していくことを目的として行われた市町村合併であったのですが、かえって合併によって地域の活力が低下し、その集合体である市、新市町全体の活力を低下させているのではないかという一面もあると思われるのです。

そこで、お尋ねをするんです。国と県によって、いわゆるあめとむちによる半ば強制とも思われる平成の大合併の推進だったのですが、既に10年を迎えたいなべ市であるとか、あと2年ほどで全ての市町が合併10周年、10年を迎えるという状況の中で、その現状における課題の把握や合併についての検証について、県としてはどのように取り組んでおられるのか、お尋ねをしておきたいところでございます。既に合併市町と県との勉強会が始められているようですが、そういったところも踏まえて、その勉強会の趣旨であるとか内容、そして目的、今後についてのお尋ねをしたいというふうに思います。

それと、先般、新聞報道などで明らかになったところでありまして、総務省自治財政局によりますと、平成大合併へ交付税の増額存続など、特例の終了を控えて新基準が設けられるということでありまして。それによりますと、

今年の調査で全国合併自治体の9割が旧市町村ごとに支所を置いていることを把握し、実情に沿った手厚い支援が必要と判断したとあります。それは、合併後も旧市町村に置かれている支所、出張所や、広域化しても効率化に限界がある消防・救急機能なども新たな算定対象とする方向で調整しているとのことでした。つまり、行政のスリム化が思うように進んでいないというのが現状把握ということで、国としてはそういった把握をしているということですが、それについての三重県としてのお考えと今後の対応についてを、重なっていくますが、お伺いいたします。

あと1点、その部分で、特に合併によって脆弱化した、空洞化した防災対策ということがあったり、三重県においてはRDF、ごみ問題のことで、新たな合併の取組などの視野も含めて、基礎自治体だけでは解決できない課題があったり、合併後10年たって最も心配している、財政上の特例措置の終了に伴い、行財政がうまくいくのかどうか、新市町建設計画に沿った歳出削減が予想以上に難しいのではないかという実態を、御所見を賜りたいというふうに思います。よろしくお伺いいたします。

〔水谷一秀地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（水谷一秀） それでは、合併に対する答弁をさせていただきます。

県内の合併市町におきましては、合併特例債や三重県市町村合併支援交付金を活用して、市町村建設計画に基づいた新たなまちづくりを進めているところでございます。このような中、本年1月に総務省が全国の合併市町村を対象に行った調査によりますと、県内の多くの合併市町が、合併の効果として行財政の効率化や広域的なまちづくりの推進ができたとする一方、課題として周辺地域の振興や公共施設の統廃合の難しさを挙げております。

このような状況や、本県でも、合併後、特例期間の10年を経過する市町が出てくることから、本年度に入り県としましては、今後の合併市町が行財政運営について、合併市町間及び県で情報共有、意見交換を行う場として、本年7月に合併市町と県との勉強会を設けました。年4回のペースで2カ年を

予定しており、既に2回開催しております。これまでに合併市町の現況等を共有したほか、合併市町の取組の参考となるよう、他県合併市の行財政改革の取組等を学んできており、今回は課題の一つとされている公共施設のあり方につきましても意見交換を行っていく予定でございます。

県としましては引き続き、このような場を活用しながら合併市町との連携を一層密にし、合併市町が抱える課題の解決に向けた合併市町の取組等に対して必要な助言や情報提供による支援を行ってまいります。

〔9番 東 豊議員登壇〕

○9番（東 豊） 御答弁をいただきました。今年から年4回の予定で勉強会を始めた。課題の把握と情報の提供ということであるわけですが、私はもう一步、検証と、もっと突っ込んだ形で、例えば、合併した各市町に対して、合併して、その当時、例えば市町の町議会議員とか市議会議員とかも含めて、いろんな御意見が、行政当局だけではなくて一般の方々の情報も集めるべきではないかなというふうに思うんですが、それはそれとして、余り深くは突っ込みませんが、例えば、今から再質問させていただくんですが、そのことは、つまり、自治、地域自治の大事さというものを忘れてはいけないというふうに私は思っています、その地域自治の基本をどう捉えていくのかということが、つまり、10年前に国や県の勧めで自主的には合併したわけですが、振り返って、あるいは昭和の合併まで振り返ってお取り組みになる必要があるんじゃないかなというふうに思うわけですが、ちょっと再質問を続けます。

国の権限と税源の移譲ということの面でいきますと、地域でやることは地域で行えるような地域主権の国づくりを目指す道州制のことでございます。これについてはぜひ知事の御所見を賜りたいなと思っていますが、道州制につきましましては先般、全国町村長大会において、地域格差を拡大するとして、政府与党が検討している道州制推進基本法案の国会提出に反対する特別決議がされたところです。道州制導入が、市町村合併がさらに強制されると、農山漁村の自治が衰退する一方、社会基盤が整った大都市圏への集中を招くと

指摘し、多彩な町村が存在することがこの国の活力の源泉であるとまで主張されているところであります。さらに、平成の大合併の検証をせずに議論をするということにも不満があるとも、新聞からではあるんですが、聞いたところです。

この部分について、道州制についての現下の状況を踏まえて、知事の御所見がありましたらお答えをいただきたいというふうに思います。

○知事（鈴木英敬） 道州制に関する所見ということではありますが、今年の夏の全国知事会に向けて知事会においても、与党の法案提出の動きがありましたので相当議論させていただきました。私もいろいろ発言させていただきましたけれども、道州制が、国の二重行政を排除し、中央集権を打破して地方分権が実現し、道州の周辺の地域も潤い、また、住民自治も進むというような道州制、いわばよい道州制というものが実現できるのであれば、それは一概に道州制というのは否定しませんが、現在において道州制というのは空集合で、中身が何もわからない状況なわけですね。なので、我々は、与党が法案を進めようとしているけれども、なぜ今なのか、なぜ道州制じゃないといけないのか、国の中央省庁の再編や解体はどうするんだ、あるいは、地域間格差を拡大しないための税財政制度はどうするんだというようなことについてしっかりと論点整理をしていかないと、道州制ありきという議論、導入ありきという議論では、町村会の皆さんが先般11月20日に出された特別決議にあるような懸念は払拭できないよというようなことで、我々、全国知事会としてもそういう話もさせていただいておりますし、私自身もそのように思っておるところです。

したがって、議論を排除する必要はないと思いますけれども、そういう懸念の点を一点一点潰していかないと拙速な議論に終わるのではないかという懸念をしているところであります。

〔9番 東 豊議員登壇〕

○9番（東 豊） 御答弁ありがとうございます。

中身が整っていないのに形だけ進むというのはいかがなものかと、少し慎

重論の御答弁かと思います。私、まさにその御答弁に力強く感じたんですが、いわゆるいろんな局面で、平成の合併もそうですが、検証すべきだというふうに思っているわけです。

実は三重県においても、平成20年の12月に当時の政策部がまとめられた市町村合併後の状況という冊子、薄っぺらいものを見せていただいたんですが、その後、5年を経過しているわけでありまして。そして10年目を迎えているわけですが、ぜひとも検証に取り組んでいただきたい。勉強会というよりも、もっと突っ込んだ、生の自治の、小さい単位の自治の声を拾い上げるということをぜひお願いしたいというふうに思います。

昭和20年代の末に全国で昭和の大合併というのが行われたわけですが、研究者の間では、地方の意思に基づかない、政府に誘導された合併であったということで、評判が悪いということがございます。今となっては60年近くなっているわけですが、次第に地域社会に定着をしたように見えるというのは、インフラ整備が非常に大きいわけですね。道路整備とか、交通網であるとか、車の整備であるとかということになるわけですが、合併そのものとは別の要因で融和されたというふうになるわけです。半ば強制された、御異論があろう方もおられると思うんですが、半ば強制された平成の大合併についても、住民と行政との距離拡大など、住民自治の観点からすると地方自治の劣化が心配されています。

特に、これは私が一方的に要望として申し上げる段なので、後でお答えをいただきませんが、東日本大震災の教訓をどう捉えるのかという意味からしましても、合併後襲ってきた大震災に対して、その緊急的な救援であるとか復旧であるとかという部分が、ひょっとすると合併の漏れてきた体制づくりにあったのではないかという学者もおられるわけですね。発災直後の対応の脆弱性であるとか、復旧、復興における対応の困難性が指摘されているのも現実でございます。

次の被災地である三重県で防災力の空洞化を招かないためにも、その評価と検証、足りないところはぜひ補っていこうという方向性で取り組んでいた

だきたいというふうをお願いをして、主張をして、次の質問に移らせていただきます。

2問目でございます。三重県における外客来訪促進計画の取組についてでございます。

先月ですか、発表されました平成26年度三重県経営方針（案）の中からありますが、三つのポイントのうち、少子・高齢化、ブランド力、それからグローバル化というところのブランド力アップバージョンツールというところで、魅力を発信し続ける三重の中から質問させていただきます。

その中で、主な取組に海外誘客についての取組が示されているところがありますが、さらに新しい豊かさ協創4の世界の人びとを呼び込む観光協創プロジェクトでの取組方針では、台湾、タイをはじめとする東南アジアを対象に重点国・地域としてプロモーションを実施し、昇龍道プロジェクト推進協議会、これは9県で取り組んでいらっしゃいますが、あと、中部広域観光推進協議会、これは4県で取り組まれています、広域の協議会がございます。近隣あるいは遠隔地での連携が可能な県などと協力し、本県のPRや誘客の取組を行うと書いてございます。

また、世界に誇る資源である海女、忍者の積極的な情報発信と誘客促進を図るとともに、外国人観光客の利便性向上のための主要な観光施設や観光案内所などにWi-Fi環境、つまり無線LANへの接続可能な環境を引き続き整備するとも書いてございます。

そこで、お尋ねをいたします。

外国人観光客誘致への取組についてであります、三重県観光振興基本計画によりますと、外国語のホームページ、外国語パンフレットの充実のほか、県内の主要な観光地における多言語表記など、外国人旅行者にとってわかりやすい案内表示の整備を促進し、市町、観光事業者及び観光関係団体との連携協力により受け入れ体制づくりを進めると書いてあるのですが、その具体的な取組内容と進捗状況をお聞かせいただきたいと思ます。

平成19年には、日本では観光立国推進基本計画が閣議決定され、翌年に観

光庁が設置されました。平成22年には新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～が公表され、訪日外国人3000万人プロジェクトが国家戦略に選定されました。しかし、その後、平成23年3月に東日本大震災が発生し、訪日旅行者が大幅に減少しました。そして、昨年3月には新たな観光立国推進基本計画が閣議決定され、観光の裾野の拡大と、それから、観光の質の向上、この二つが基本計画に挙げられているところであります。このことに関して、三重県としてどのように取り組まれているのか、そして、また、具体的に、みえ県民力ビジョンにもあるんですが、三重県の外国人観光旅行者の数の現状と、それから、目標値の設定などについてをお尋ねいたしたいと思います。御答弁よろしくお願い申し上げます。

〔加藤敦央雇用経済部観光・国際局長登壇〕

○雇用経済部観光・国際局長（加藤敦央）　大きく2点御質問いただいたかと思えますけれども、まず、最初の受け入れ体制の整備に向けた具体的な内容と現状ということでお答えをさせていただきたいと思えます。

本県では、外国人観光客の受け入れ体制の整備は重要な取組の一つであると認識しており、平成24年3月に策定した三重県観光振興基本計画では、外国人観光旅行者の受入体制の整備充実を施策の一つとして定めております。

現在、外国人観光客に対する利便性の向上を図るため、主に、ICT、情報通信技術を活用し、受け入れ体制整備に向けた三つの取組を行っております。

まず、多言語対応への支援として、英語、中国語、韓国語の3カ国語対応による3者間の電話通訳サービスや、県内施設の受け入れ環境に対するアドバイス、案内表記などの翻訳サポートを行っております。また、本年度には指さし会話集を、4カ国語、英語、中国語の簡体、繁体、そして韓国語ということで作成し、三重県観光キャンペーンの中心的な仕組みの一つでありますみえ旅案内所や外国人の多い宿泊施設に配布をしております。

次に、ソーシャル・ネットワーキング・サービスによる情報通信です。フェイスブックやツイッターなどのSNSを活用し、三重県の旬の観光情報

やトピックを、英語、中国語、簡体、繁体、それから韓国語で、頻繁に発信し、外国人に提供しております。また、フェイスブックでは「いいね！」を押していただいた方が4500人以上ということで、そのうち重点的に取り組んできた台湾では3000人というような数字になっております。

それから、最後に、スマートフォンやタブレット端末を利用して観光情報を得ようとする外国人を対象にWi-Fi環境を整備し、利用を促進しています。県内各地域の観光関係者と協力してWi-Fi機器を設置し、無料で利用できるFree Wi-Fi MIEを提供しております。現在、県内58カ所に設置しており、内宮おかげ横丁、外宮参道、伊賀流忍者博物館、伊勢市、鳥羽市、志摩市内の観光案内所周辺等で使用することが可能となっております。

こうした取組を進め、外国人観光客の受け入れ環境を充実し、利便性を向上することにより、海外からの誘客を促進していきたいと考えております。

それから、もう1点、観光の裾野の拡大と質の向上ということと、三重県での現状、目標値という御質問かと思いますので、御答弁をさせていただきたいと思います。

本県における外国人観光客の誘致につきましては、本年9月にみえ国際展開に関する基本方針を策定し、積極的に取り組んでおります。

まず、台湾、タイをはじめとする東南アジアなど重点国・地域を定め、その市場特性に応じた効果的なプロモーションを行っており、観光分野のみならず、産業や物産分野とも幅広く連携し、三重県の魅力を発信しております。

また、平成23年度から知事の海外ミッションを積極的に展開しており、中国、台湾、タイ、マレーシア、ブラジルなどを訪問し、観光、産業、物産など、幅広い分野と連携したトップセールスを行ってきました。

さらに、本年5月には2013日台観光サミットin三重を開催し、台湾の観光関係者に三重県の魅力を直接伝えるとともに、視察旅行では、それぞれの地域での歓迎やおもてなしについて、台湾の方々から高い評価をいただきました。台湾からの延べ宿泊者数の平成25年上半年の実績は1万5560人と、対

前年同期比195%となっております。

このほか、東京、京都、大阪といったゴールデンルートの次の目的地として、忍者や海女、そして熊野古道など、三重県独自の観光資源をテーマにしたコースを組み入れた旅行商品を提案するなどの取組を進めております。

このような中、外国人観光客数の現状につきましては観光庁の実施する宿泊旅行統計調査により把握し、また、目標については、みえ県民力ビジョンで平成27年の外国人延べ宿泊者数を15万人に置いております。本県への外国人延べ宿泊者数は、平成24年が9万4660人で、平成24年の目標であります10万人を若干下回りました。しかしながら、本年上半期は、暫定値ではありませんけれども、5万4670人と対前年同期比130%となり、下半期もこの伸び率を維持できれば、本年の目標であります12万人の達成も期待をされるところでございます。

以上でございます。

〔9番 東 豊議員登壇〕

○9番（東 豊） 御答弁いただきましてありがとうございます。

細かい数字まで拾い上げていただいてお話をいただきましたが、その答弁にはのっていないところで再質問させていただきたいと思いますが、一つは、現状を申し上げますと外客来訪促進地域という地区指定があるわけですが、これは、今現在は、津市、亀山市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、鳥羽市、志摩市の7市と伺っております。そのうちなんですが、宿泊拠点地区が5カ所となっております。今申し上げた7市以外の市町も、これに合わせて促進地域に選ばれる、地区指定されるようにまずは御努力をいただきたいというのが1点目でございます。

そして、県内には、先ほどフリースポット、Wi-Fiの環境で58カ所というふうに言っていたんですが、県内には、Wi-Fiだけではなくてビジット・ジャパン案内所というのがあるわけですが、全国にあるわけですが、例えば、それはその窓口で多言語で対応ができるということになると非常に人的な部分もあるわけですが、三重県内は8カ所というふうにお伺いを

しています。そのうち4カ所は高速道路のサービスエリア、御在所、安濃の上下線で4カ所、あとは伊勢の周辺かと思いますが、このビジット・ジャパン案内所を増やしていくというのも、増やすための支援をしていく、情報提供もしていくということ、質を上げていくということの県としての役割はないのかどうか。当然、あと、Wi-Fi環境というのも今の58カ所で事足りているのかどうか。足りていないと私は思うんですが、その辺の目標値とか、そういったことを三重県独自の観光誘客促進計画の中に盛り込んで具体数を挙げていくということが必要なのではないかなというふうに思います。

そして、時間の関係もあるので細かいことは申し上げませんが、今ほとんどの、若い方は特にですが、観光客の方はスマホないしはタブレットを持って御旅行されているという中で、かざすというアプリでARという仕組みだと思んですが、それに対応した観光地づくりを三重県は広めていく必要があるのではないかと。当然、各市町が独自でおやりになっていらっしゃる、特に三重県では伊勢市が先進で取り組まれているのは伺っておりますが、そういったこともあわせて、これは一挙に情報がいろんな形で広がっていきますので、書き込んでいくとどんどん広がっていきますので、そういった形のものを取り組まれていってはどうかという御提案です。

あとは、いろいろございますが、二次交通の問題、列車の本数が少なかったり、バスの本数が少なかったり、そして、駅に着いた方がいいが、その後どうするんだいという話になって、レンタサイクル、電動自転車サイクルなんかも含めて、そういった二次交通の、レンタカーなども含めた二次交通の体制づくりというのを、県内を視野に入れて連携を図るべきではないかなというふうに思います。

時間の関係でこの辺にしますが、実は、少しだけ地元の話をしませんが、地元と言うとあれですが、世界遺産熊野古道が10周年になるわけです。この道は、熊野三千六百峰、山々が神々の宿る道ということになっております。よみがえりの道というわけですが、伊勢路の大きい特徴は、男女を問わず、年齢を問わず、職業を問わず、身分を、位を問わず、貴賤を問わずとあるんで

す。その最後に、私は国籍を問わずというところが必要なのではないかなと。世界に発信をする熊野古道、世界遺産であるというのが一つは大事なのではないかなと。そういう意味でも、そういった周辺のアイテムを増やしていく、コンテンツを増やしていくという御努力を、ぜひ市町と一緒に三重大が取り組むという姿勢が大事なのではないかなというふうに思いますので、御答弁いただけたら、よろしく願い申し上げます。

○雇用経済部観光・国際局長（加藤敦央）　たくさん御質問いただきまして、まず1点は、来訪計画の中での市町の数を増やしていくべきだということですけれども、現実には、今の計画については広域の部分での市町ということで、当然、市町にとっては負担金もあることですし、そういったことでのメリットというような部分もありますし、私どもは、広域の段階での協議会から、三重県自体の協議会も持っておりますので、そういったところへ市町のほうの参加を促すというつもりで働きかけを行っておりますけれども、外国人観光客の受け入れ体制の整備については、地元の市町、あるいは観光関係団体、宿泊施設、観光施設などの観光関係者が一体となって主体的に取り組むということも必要だというふうに思っておりますので、こういった取組とともに、私ども、今、いろんな地域と一緒に入っておりますので、そういった中で、地元の市町がメリットを感じていただけるということであれば、三重県のそういった協議会の中にお入りいただいて、いろんなプロモーションなんか一緒にさせていただくというようなことで、働きかけは積極的に今現在も行っておりますけれども、引き続き加入促進を働きかけていきたいというふうに思っております。

それから、ビジット・ジャパンの関係でございますが、議員から御指摘がありましたように、今、三重県内では8カ所ということで、そもそもこのビジット・ジャパンというのは、平成24年度に日本政府観光局が外国人観光案内所の質の向上と担保を図るということで導入した認定制度でございます。

ビジット・ジャパン案内所は、公共交通機関の主要駅に近い立地や外国語による案内、外国語パンフレットの配備などの機能によりカテゴリー1から

3までに分けられ、3年ごとの更新制となっております。認定の主な基準は、カテゴリー3では、常時、英語、中国語、韓国語による対応が可能で、全国レベルの観光案内を提供できることで、成田国際空港など全国で7カ所あると。それから、カテゴリー2では、少なくとも英語で対応可能なスタッフが常駐し、広域の案内を提供できること、カテゴリー1では、常駐でなくとも、何らかの方法、例えば電話による3者間通訳等により英語対応が可能で地域の案内を提供できるというような条件となっております。

先ほど申し上げたように、本県においては8カ所ございますが、カテゴリー2として、宇治山田駅、伊勢市駅、外宮前にある伊勢市観光案内所の3カ所、カテゴリー1として、御在所サービスエリア上下線、安濃サービスエリア上下線、鳥羽市観光案内所の5カ所が認定をされております。

今後、地域で外国人観光客誘致への機運が醸成され、外国人観光客に快適で安心して旅行してもらうためには、県内においてビジット・ジャパン案内所を増やしていくことが必要であると考えております。来年、熊野古道世界遺産登録10周年を迎える東紀州地域においてもビジット・ジャパン案内所の認定というようなことを、今年もそういったお話もさせていただいておりますので、ちょっと今年はいろんな条件が合わないというようなことになっておりますが、引き続き認定を受けていただけるように働きかけを行っていきたく思っております。私ども、三重県観光キャンペーンの地域部会というところで、各市町観光協会にお入りいただいておりますので、そういったところでも、おもてなし向上の一環でもありますので、そういった認定申請を積極的に働きかけていきたいと思っております。

それから、Wi-Fi環境の整備でございますが、観光庁の調査によりますと、外国人観光客が旅行中に不便を感じることに付いて、無料公衆無線LAN環境が整っていないということが最も高いということになっております。こうしたことから、県としましても、Wi-Fi環境の整備を最優先の課題ということで、外国人観光客が多く訪れる観光地や観光施設、みえ旅案内所などに重点的に整備をしているところでございます。Wi-Fi

環境が整備されるに伴い、観光地でのスマートフォンの利用も促進され、様々な情報提供をすることが可能になるものというふうに考えております。

県は昨年度、御紹介がりましたが、かざし機、これを使いまして、外宮前に伊勢商工会議所が提供しますまちあるきナビゲーションコンテンツ、かざすCITY、これの外国語版をモデル的に提供しているというような状況でございます。この部分については今、モデル的に行ったというところで、いろんな課題、現状を把握しておりますので、そういったところの様子も見てということになると思いますし、一定、こういったことをするには費用がかなりかかりますので、そういったことも見ながらということになり、それから、日本語対応のアプリについては各地域でそれぞれ取組をされるような例も今進みつつありますので、全体の部分につきましては、キャンペーンの中で、ホームページの中で御紹介はリンクを張ってしておりますけれども、いろんな地域にそういったものができてくると全体としてどうするのかというような話もありますので、そういったことも含めて検討はしていきたいというふうに思っております。

あと、二次交通、レンタサイクルとかの二次交通のお話もございましたが、確かに地域に来て二次交通をどうするかというようなところで、交通事業者をはじめ、いろんな形でお話もしておりますが、特に東紀州ということになりますと、着いてからのタクシー利用であるとか、それから、市のほうでのバス利用でありますとか、今現在も市なんかとお話をして、そういった二次交通、あいた時間の3時間、4時間をどう使うかというようなことで、キャンペーンとともに走らせていただくようなことも今現在やっておりますし、来年は10周年というようなこともありますので、そういったことは引き続き、いろんな働きかけをするなり、地域部会の中でもお話し合いをさせていただいておりますので、南部地域活性化局ともに、大変重要なことだと思っておりますので、進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、国籍を問わずということは、私もそういうつもりで取組を積極的に進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔9番 東 豊議員登壇〕

○9番（東 豊） 明確な御答弁ありがとうございます。

それぞれに最優先課題ばかり申し上げたんです。実は私、ちょっと緊張しておりまして、これを出すのを忘れていました。（パネルを示す）訪日外国人旅行誘致への取組ポイントですね。これは申し上げたことでございます。それぞれちょっとばーっと列記したもので、肝心かなめはやっぱり情報発信をどういう場面でどういう形でやっていくのかということになるわけです。メディアを招聘してPRしていくということまで書いてあるわけですが、外国人が来るとなると、やっぱりそれぞれに対応をブラッシュアップしていかないと耐えられないと。観光地そのものも、宿泊所そのものも、案内所そのものも多言語でやっていくということが大事ですね。

それから、次のこの項については時間がありませんのでやめますが、（パネルを示す）これは、旅を通じて人と人、国と国をつなぐかけ橋としての三重県を目指すというふうに掲げさせてもらいました。これは、ある旅館で欧米の方が浴衣姿で集合写真を撮っていただいたんですが、世界に誇る三重県として、知事は戦略的に産業を外へ持ち出して図っていくという取組をやっていらっしゃるわけですが、インバウンド、受け入れを、もう一方では三重県としてのブランド力をぜひ上げていっていただきたいという写真でございます。

その質問につきましては以上で終わります。

いよいよ残り17分で3問目でございます。三重県総合博物館における文化振興拠点づくりの方策についてでございます。

いよいよ来年4月19日には三重県総合博物館M i e Muがオープンする運びとなり、大詰めの作業に入っているものと思われま。文化の振興のための拠点づくりについて質問をさせていただきたいと思ひます。

平成20年の3月、野呂知事の時代ではあります。三重の文化振興方針というものが策定されて以来5年が経過をし、社会情勢などの変化や、そして、

文化行政を取り巻く環境の変化を踏まえて、10年先を見据えた文化振興にかかわる新たな方針の策定作業に入っているということは報道等で存じ上げておりますが、南北に長い三重県の地理的条件に鑑み、専門性の高い拠点ということと、それから、県民にとって身近な活動拠点ということとの連携についてをお伺いしたいところであります。ハード面、施設はできるわけで、あとは中身のことについて、ソフト面でのお尋ねをさせていただきたいというふうに思っています。

センター的機能やハブ的機能を持つ総合博物館と、県内各地にある市町が持っている博物館と、それから、郷土資料館であるとか、あるいは、500以上あるんですが、まちかど博物館というような、県全体に広がっているわけですが、あるいは齋宮歴史博物館であるとか、あるいは地域振興施設としての熊野古道センターなどのサテライト的施設という形で、連携協力体制についてどのようにお取組を、こういった御計画をされているのか、お尋ねをいたします。

そして、2番目でありますが、三重の文化のアイデンティティーと申しますと、先ほどからお話に出ております常若の伊勢というのとよみがえりの熊野という大きい二つの聖地を持っている三重県としましては、深くかかわりのあるものだというふうに思っています。その二つの聖地について、県総合博物館ではどのような常設展示や企画展示、あるいは他の方法などで取り扱われようとしているのか、お尋ねをしておきたいと思っています。

そして、3番目でありますが、文化交流ゾーンとしての図書館、博物館、美術館、そして総合文化センターについて、つまり4拠点がどのように連携をし、総合的な文化振興に取り組もうとされているのか、現時点で御答弁いただける範囲内でお答えをいただきたい。特に、地方独立行政法人による運営の形態なども視野に入れていらっしゃるというふうにも感じるんですが、その辺の捉え方も含めて御答弁いただけたらというふうに思います。

〔竹内 望環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（竹内 望） 博物館の関係で3点御質問いただいたかと思い

ます。

まず、1点目の、地域の博物館、市町の博物館であるとか資料館、それからまちかど博物館等との協力、連携についての進め方でございますけれども、まず、県内博物館との協力、連携につきましては、博物館同士の相互協力ということを目的に県内の64の施設が加盟をいたします三重県博物館協会というのがございます。その事務局は三重県総合博物館が担っておるところでございます。この協会では、広報面の連携、あるいは学芸員の資質向上のための研修会、あるいは非常時における文化財レスキューの体制づくりなど、加盟館園が互いに協力し合いながら実施をしているという状況でございます。

新しくできます博物館では、来年、平成26年の夏になるんですけれども、この三重県博物館協会と共催をいたしまして、三重県博物館協会創立40周年記念ということで、わが館はここから始まったというふうなテーマで、加盟館園が一堂に集まった展覧会をやろうというふうにしております。

次に、まちかど博物館につきましても、毎年、館長交流会というのをやっておるんですけれども、そういった中で情報提供あるいは意見交換を行ったり、あるいは、各地域でまちかど博物館が開催されますイベントに、新しい博物館も、県立の博物館も、講演であるとかブース出展であるとか、そういった形で参加をして、それぞれの館とつながりを深めておるというふうな状況でございます。

加えて、新しい博物館開館後は、年に1度、まちかど博物館との連携した展示をやろうということで、現在、皆さんと相談しながら企画を進めておると、そういう状況でございます。

さらに、新しくできます博物館の中に学習交流スペースというのがあるんですけれども、その情報コーナーで、市町の博物館あるいは資料館、あるいはまちかど博物館、こういった紹介を積極的に行おうということに加えて、基本展示室、あるいは企画展示におきましても、県内博物館の所蔵資料、レプリカやグラフィックという形で紹介をしようということで、これらによりまして、県の博物館へ来ていただいた方にそれぞれの現地の博物館に

足を運んでいただけるような、そういうきっかけづくりもしていきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、これらの施設は三重県総合博物館にとって大変重要なパートナーであるというふうに考えておまして、三重県総合博物館がセンター博物館としての機能を発揮する中で、お互いの館の特質を生かしながら、連携による活動というのを活発に展開していきたいというふうに思っております。

それから、次に、伊勢、熊野を博物館でどのように情報発信するのかというところでございます。

伊勢と熊野というのは、三重県の自然と歴史、文化を考える上で非常に重要なテーマだというふうに考えております。古来、伊勢や熊野を目指して多くの人々が三重の地を訪れたということで、新しい博物館におきましては、三重の多様で豊かな自然と歴史文化を一体的に紹介しようという基本展示室におきまして、東西文化の結節点として、全国の人、モノ、文化の交流の核となっていた三重の特色を展示しようというふうにしております。

中でも伊勢につきましては、基本展示室の中に、三重をめぐる人の交流の代表といたしまして、その中央部に伊勢御師屋敷の30分の1の模型を設置いたしまして、近世のお伊勢参りを中心に、全国から本当に多くの人々が三重県を訪れ、様々な交流が生み出された様子、あるいは、おかげ参りの人を満足度高くおもてなしをした伊勢での仕組み、こういったものを紹介しようというふうにしております。

また、来年5月には企画展として、遷宮にスポットを当てた写真展も予定をしておるところです。

次に、熊野につきましては、基本展示室の中に熊野へ向かう人々というコーナーを設置いたしまして、熊野三山、あるいは西国33カ所の観音霊場をめぐる人々の姿、あるいは、巡礼者を温かく受け入れた地元につながる資料、こういったものを紹介しようと思っております。

そして、来年、熊野古道が世界遺産登録10周年ということでございます。

秋の企画展として、仮の題なんですけれども、いのりといやしの地 熊野と題した展覧会を計画しております、熊野や熊野古道について広く紹介をしていきたいというふうに思っております。

これまでも移動展示を行う中でいろいろ御協力をいただいておりますけれども、熊野古道センターとしっかり連携を図りながら進めていきたいなというふうに思っております。

それから、文化交流ゾーンを構成する施設の連携ということで御答弁をさせていただきます。

図書館、美術館、博物館、総合文化センター、こういった県立文化施設につきましても、共通テーマによる展覧会、シンポジウムの開催、あるいは広報誌「みえアートプレス」というのを発行しておりますけれども、そういった中での共同広報など、いろんな形で連携を行ってきております。ただ、施設全体をコーディネートする機能が十分ではないということで、専門分野を超えた総合的な事業展開ということでは不十分なのかなというふうに思っております。

来年4月、総合博物館が開館をいたしまして、総合文化センター周辺の地域におきまして、いわゆる文化芸術活動、生涯学習活動等の中核的な機能が一層充実されるということで、これをきっかけといたしまして、ゾーンを構成する施設が独自性を生かしながら様々な面で連携を強化することによってゾーン全体の魅力を高めていきたいなというふうに思っております。このため、現在、新しいみえの文化振興方針、仮称ですけれども、これに関して諮問をいたしました三重県文化審議会に検討部会を設置いたしまして、施設の具体的な連携方策、あるいは運営のあり方等について調査、御審議をいただいているところでございます。

地方独立行政法人のお話もいただきましたけれども、本県から提言をして、国において地方独立行政法人制度が改正をされました。博物館、美術館がその対象に追加されるといった状況にありまして、環境も変化してきておりますので、部会におきましてはこういった制度改正も踏まえて調査、御審議を

いただいておりますという状況でございます。

今後、部会での取りまとめを経まして審議会からの答申をいただき、新しいみえの文化振興方針、仮称ですが、これを策定し、ゾーンを構成する施設の連携、あるいはゾーンの魅力の向上に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔9番 東 豊議員登壇〕

○9番（東 豊） 御答弁いただきました。ありがとうございます。

それぞれに中身、特に来年度、新年度、オープンの年でございます、どういふ企画をするのかというのがお示しをいただきましたことに感謝を申し上げます。特に、秋のいのりといやしの地 熊野ということのテーマで展示をされるということは、多くの人に、多くの県民の人に知ってもらいたいチャンスではないかなというふうに思っております、ぜひ頑張ってくださいたいと思います。

そして、私的には、学芸員の、それぞれ、県内には全て網羅すると何人いらっしゃるかわかりませんが、学芸員同士の交流というのが非常に大事になってくるのではないかなと。つまり人的な資産を、有効に働いてもらうために、このところ、ソフトをつくる。それで、例えば、これは後で言ったほうがいいかわかりませんが、博物館そのものの短期的、中期的、長期的なビジョンみたいなものが必要なのではないかなという中では学芸員の力が不可欠ですので、その辺の取りまとめをぜひこの際にやっておかれればというふうに御提言を申し上げます。

再質問をさせていただきますが、あの場所に四つの非常に文化振興にふさわしいエリアができた、非常に期待をするところでございます。それは、三重県だけに限らず、期待を多く寄せられる方がいらっしゃると思うんですが、例えば他府県との、総合博物館においてと限定するわけではないんですが、他府県との共同で何か展示をするとか、あるいは海外、せつかく、台湾、タイ、それから中国河南省、それからスペイン・バレンシア、ブラジル・サン

パウロというような、あとパラオ共和国、それぞれのゆかりの三重県と非常に深いつながりのあるところがあるわけですが、そのこと取組も、つまり短期ではなくて中期ぐらいで取組をいただければというふうに思っています。

そして、さらに、私が本当に外から見ていてこうあればいいなと思う一つは、県と深くかかわりのある人、それから企業との連携をどうしていくのか。違う側面で、企業からのサポートを受けたいと、博物館運営で企業からサポートを受けていくという部分もあるんですが、そういったことも踏まえてですが、例えば、三重テラスがオープンをした、なぜ日本橋なのか、そうすると、三重県の松阪かいわいの人たちが多くあの場所で御商売を始められたといういきさつであの場所を選ばれたというゆかりのものがあるわけですね。それで、東京、江戸で活躍をされたときに、三重の看板でいろんな企業とのつながり、人脈がおありになるわけですし、そのことを三重テラスのオープンを踏まえて、ひとつ中期的な視点に立って企画展とか交流展なんかを行えたらいいのではないかなと。具体的に、三井家やお能の研能会の梅若家の皆様とは非常に深いおつながりがあるということも承知しておりますし、東京というと、京都の出で、虎屋のようなかんがあるんですが、その方とも非常につながりが濃かったりするようなお話を伺ったりしているんです。当初は、開館当時は非常に欲張って欲張って詰め込むわけですが、その辺を、ネタをどんどんお集めになって整理しながら、ぜひ海外、それから県外、それから人と企業というつながりをとっていただく方針について御答弁をいただけたらと思いますが、よろしくお願いを。

○環境生活部長（竹内 望） 海外、あるいは他府県、それから、当県ゆかりの企業、文化人といったことについてお尋ねでございます。

まず、海外との連携につきましては、平成26年に台北の国立故宫博物院展が日本で開催されるんですけれども、その三重県への誘致というのはできなかったんですけれども、今後、同博物院、あるいは台湾のほかの国立級博物館を含めて、学芸員の交流、あるいは共同研究など、連携をしっかりとやっていこうというふうに思っております。

それから、他府県との博物館の連携につきましても、これまで資料の貸し借りであるとか、あるいは学芸員レベルの交流をやっていますけれども、これから共同研究、あるいは共同での開催とか、そういったことも取り組んでいきたいと思っております。

それから、文化人につきましても、三井というお話もいただきました。本県ゆかりの様々な文化人、それから経済人がございますので、その方々に光を当てた企画展というのもやっていきたいなというふうに思っております。

〔9番 東 豊議員登壇〕

○9番（東 豊） 最後に、人の幸せというのはお金や物では買えないというふうに言われます。まず、愛されることである。そして、褒められること、人の役に立つこと、そして、人から必要とされるというのが人の幸せだと言われるんですね。つまり、新県立総合博物館が県民から愛され、役に立ち、褒められ、そんな存在になっていただきたい、必要とされる博物館であるようにぜひなっていたきたい。建物に魂を吹き込んで、知事先頭をお願いをして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（山本 勝） 23番 中川康洋議員。

〔23番 中川康洋議員登壇・拍手〕

○23番（中川康洋） 公明党の中川康洋でございます。鷹山の東議員の非常に品の高い質問の後、庶民的な質問になりまして恐縮いたしますが、本日は3点質問をさせていただきますので、知事以下、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

初めに、高等学校運動部強化指定校における施設整備の必要性について伺います。

皆様既に御存じのとおり、県内には、全国レベルの実力を持つ運動部はもちろんのこと、過去に全国優勝ないしは準優勝という輝かしい記録を持つ運動部もあり、県が今回、平成30年度開催のインターハイ、また、33年度開催の国体に向けて、高等学校の運動部強化指定事業を推進し、その活動を支援

していくことは大変重要なことであると思います。

しかし、私は、あえて申し上げるならば、県並びに県教育委員会が今回、平成33年度の国体などに向けて本気で国内外で活躍するトップアスリートの育成を目指しているのであれば、この高等学校運動部の強化指定事業だけでは十分ではなく、その運動部が使用する施設整備及び環境整備についても同時に進めていかなければならない、本来、表裏一体の事業であると考えます。

残念ながら、本県のクラブ活動を行う環境は、特に公立校において、近隣他県と比べてまだまだ見劣りする施設が多く、この施設環境の現状が、高校進学時における優秀な選手の県外流出や、県内指定校がその実力に見合った結果を出せていない要因の一つになっていることは否めません。

そこで、私は、県並びに県教育委員会は、この運動部強化指定校の施設整備について、当然、国体及びインターハイの実施時期も見据えた上で、おのおの学校の要望も調査しながら、今後、特に1から3年の間で集中的かつ計画的に進めていくべきであると考えますが、いかがでしょうか。スポーツ推進局長並びに教育長の答弁を求めます。

〔世古 定地域連携部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携部スポーツ推進局長（世古 定） 高等学校運動部の強化指定に伴います施設整備について御答弁申し上げます。

議員からお話がありましたように、本県では、平成30年の全国高校総体、33年の国民体育大会並びに全国障害者スポーツ大会などの大規模な大会の開催を控えております。あわせまして、平成32年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定しております。こうした大会の開催は、本県の高校生やジュニアアスリートにとって、夢を抱いて競技に取り組む絶好の機会となります。このため県では、平成24年度から全国大会で活躍が期待できる高等学校運動部を強化指定いたしまして、合宿等の遠征費やボール等消耗品の購入について支援を行っているところでございます。

一方、高等学校におけます施設整備の必要性につきましては、本年5月に競技力向上を目的に設立をいたしました三重県競技力向上対策本部の中でも

御意見をいただいております、その必要性につきましては認識をしているところでございます。今後は、教育委員会とも十分連携を図ってまいりたいと考えております。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 高校運動部の施設整備についての質問にお答え申し上げます。

高等学校の運動部活動に関する施設整備につきましてはこれまで、平成23年3月に策定いたしました第7次三重県スポーツ振興計画に基づき、学校体育の充実と運動部活動の活性化を図るため、高等学校体育施設の改修及び耐震化工事を実施してまいりました。

一方、先ほどありましたように、平成30年のインターハイ、33年の国民体育大会の本県開催に向けて、スポーツ推進局より平成24年度から三重県高等学校運動部強化指定事業が始まり、強化の高校の運動部が指定されるとともに、25年3月には三重県スポーツ施設整備計画も策定されたところでございます。

このような中、厳しい財政状況ではございますが、県教育委員会といたしましても、インターハイ、国民体育大会の本県開催で地元高校生が活躍できるよう、今後は、スポーツ推進局や当該高等学校と連絡を密にし、強化指定校の競技環境整備の充実、発展に計画的かつ重点的に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

○23番（中川康洋） ありがとうございます。

スポーツ推進局長からは、必要性の認識を持っていると。さらには、教育長からは、連絡を密にしながら計画的かつ重点的に行っていくとの御答弁をいただきました。

知事、国体を誘致いたしまして、スポーツ推進条例もつくっていくということで、スポーツに対する認識というのは深くお持ちいただいているという

ふうに思います。今、中学校までは本当に地元で頑張っているんだけど、高等学校の段階で、やっぱり練習環境のよい他県に流出する子どもたちがいるという話をさせていただいたわけですが、私、これ、選手とか子どもたちが悪いというふうには全く思っていないんですね。やはり環境を見据えながら、どこに行くかという選択の自由はあるわけですが、平成30年、33年という大きな大会、また、32年には東京オリンピックというところを考えると、やはり遅きに失してはいけないというふうに思っております。

一つ、象徴的なエピソードがありまして、2年前の高校サッカーの全国大会の決勝で、私どもの四日市中央工業高校のサッカー部、決勝に進出したわけですが、最後、2対1で負けたわけなんです。その相手校のキャプテンというのは、これは、ふたをあけてみると、実は四日市市の出身だった。彼が2点を入れて、最終的には四日市中央工業は準優勝になったわけですが、やっぱりこれも、その子が様々な練習環境を選択して相手校のところに行った、こんな現状があったかというふうに思っております。

私は、全ての施設を整備しろというふうには言いません。やはり重点的に、また、選択的集中をもってやる必要がありますけれども、しかし、平成30年、33年というところを考えると、これは遅きに失してはいけないという部分で、やはりしっかりとお考えをいただければなというふうに思っております。

知事、もし御見解をいただけるのであれば、スポーツ推進条例も今検討していただいておりますので、一言、御見解をいただけますでしょうか。

○知事（鈴木英敬） 私自身も競技力向上本部の本部長として、他県で本部長を知事がやっているところはありませんので、そういう意味では、その中で、まさに高校の部活の強化、施設整備も含めてというお話をいただいておりますから、遅きに失ないようにスピード感を持って、他方、いろんな関係の部署もありますので、関係の外の方々もいらっしゃいますから、よく調整して進めたいと思います。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

○23番（中川康洋） ありがとうございました。

本当に現場の状況等調査をしていただきながら、また、様々な関係のところと連携を図りながら進めていただきたいというふうに思います。

2点目に、三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例について、何点か伺わせていただきます。

この条例は、さきの6月定例会議において議員提出条例として可決成立し、本年7月1日から施行、また、第9条受診義務については明年1月1日から施行が予定されている条例であり、現在、県においては条例第6条の規定に基づき基本計画を策定していただいていると推察いたします。

そこで、まず初めに、改めてではありますが、知事並びに警察本部長に、この飲酒運転撲滅に対するおのおの思い並びに決意をお聞かせ願いたいと思います。よろしく願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 飲酒運転根絶に向けた決意、思いということでございます。

飲酒運転による交通事故は大きな社会問題となり、道路交通法の厳罰化にもかかわらず、悲惨な交通事故は後を絶ちません。飲酒運転違反者の半数が再犯者であり、その約4割にアルコール依存症の疑いがあるというデータもある中、アルコール依存などが原因の健康障害や飲酒運転、暴力、虐待、自殺などの防止を目的としたアルコール健康障害対策基本法が国会に提出され、現在審議されているところです。

本県ではその国の動きに先んずる形で、再発防止のために飲酒運転違反者に対しアルコール依存症の受診を義務化する、飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例が議員提案により制定されたことは極めて意義深いことであると考えております。

本条例は、規範意識の定着と再発防止という内面的な観点の二つを柱とし、厳罰化とは異なる新しい視点で制定されています。現在、条例に基づき具体的な取組を基本計画として年度内に取りまとめ、その計画に沿って広報啓発活動や飲酒運転防止教育にしっかり取り組み、県民、事業者、行政が一体となって飲酒運転根絶に向けて取り組んでまいります。

みえ県民力ビジョンで掲げているのは幸福実感日本一であります。これまでの県民意識調査によれば、県民が幸福を判断する際に最も重視する項目は家族であり、日本全体がそういう調査で健康と収入というのを挙げているのと大きく違う点です。三重県民にとって家族が何より重要であるということを示していると思います。

飲酒運転による事故は、本人はもとより、被害者の家族も加害者の家族も、長年にわたり苦しみ、痛ましい状況に陥れます。家族が平穩無事で元気に安定して暮らすことから希望も生まれてきます。その家族を守り、県民の幸福実感を高める意味で飲酒運転を根絶することは極めて重要な施策であると改めて肝に銘じ、強い決意で取り組んでまいります。

〔高須一弘警察本部長登壇〕

○警察本部長（高須一弘） 警察では、飲酒運転の根絶に向け、これまで交通指導取り締まりをはじめとした諸対策に取り組んでおり、その結果、本年10月末現在でございますけれども、飲酒運転が絡む死亡事故については前年同期と比べ若干減少しております。しかし、人身事故というくくりで見ますと、逆に若干増加しております。さらに、依然として多くの飲酒運転が検挙されているという状況であり、いまだその根絶には至っていない状況にあります。

飲酒運転は重大事故に直結する悪質な故意犯であり、本来ゼロでなければならぬものであると考えております。こうした先ほどの統計を見ますと、飲酒運転が絡む事故というのはまだまだ減らせるというふうに認識しておりますので、引き続き飲酒運転の根絶に向けた各種対策を強力に推進し、県民の方々が安心して暮らすことのできる社会の実現を目指してまいりたいと考えております。特に、知事答弁にもありましたとおり、本県では飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例が議員提案により先進的に制定されたところであり、その節はまた、警察からも意見を述べさせていただく機会も頂戴したところであり、大変感謝いたしているところでございます。

私といたしましても、12月1日には飲酒運転ゼロをめざす推進運動の日に合わせて交通安全県民大会が開催されますことから、この機会に飲酒運転根絶

を広く県民の方々にお伝えさせていただくなど、本条例に基づく取組についてしっかりと進めてまいりたいと考えております。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

○23番（中川康洋） 知事並びに警察本部長からそれぞれの御答弁をいただきました。大変にありがとうございます。

知事からは、本当に幸福実感度を増すという中で、県民が一番大事にしているものは家族だと。その家族をいかに守るかというところで、被害者も、また、その加害者も家族は大変な思いをするんだ、私もそのとおりだと思います。加害者の家族も本当に大変な思いをする中で、こういったものはその原因をつくることになるというふうに思います。その決意を伺わせていただきました。

また、警察本部長からは、飲酒運転についてはまだまだ減らせると思うと。そして、強力な体制をもってこれからも県民を守るために頑張っていきたいというお話をいただいたところでございます。

本当にそれぞれからの決意を聞いて、私、正直、もう答弁を聞きながら、これは初めてですわ、議場で、何かうるっときた自分がありまして、そのうるっときた自分があるだけで、もう今日は、この後の具体的なところはやめておこうかなというふうに思いましたけれども、やはり聞く責務がありますので、そこはしっかりと聞いちゃいますが、特に、今回、警察本部長、この議場で初めて御答弁をいただいたというふうに思っております。深く感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。今後とも、県民の命を守るため、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

具体的に少し3点ほど伺わせていただきます。

さきにも述べたとおり、この条例は1月1日から、第9条の受診義務も含めて完全施行となります。ゆえに、明年、特に来年度は、この条例の周知、PRをいかにやっていくかということが最も大事になるというふうに考えております。

そこで、まず1点目に、県としては、この条例及び条例の目的も含めたそ

の中身を今後どのようにPR、周知していこうと考えているのか伺います。また、そのPRや周知を進めていくには、当然具体的な予算措置というのも大事になってくるわけですが、予算措置の考え方についてもあわせてお聞かせをお願いします。

次に、2点目には、この条例には規範意識の定着との観点から、第7条に教育及び知識の普及との項目が盛り込まれ、特にその第2項では、小・中・高等学校等、教育機関での、その性格に応じた飲酒運転の根絶に関する教育を行うよう明記がされております。この教育機関での飲酒運転根絶に関する教育については、基本的には、学年は年度制のため、来年度からの取組になるというふうに思いますけれども、ここでは、現在検討されている教育の中身、また内容について、具体的にどのような飲酒運転根絶に関する教育をそれぞれの現場で行おうとしているのか、お聞かせください。

最後に、3点目、この条例の第11条では、県民や事業者などが行う飲酒運転の根絶に関する取組に資するための県並びに県警察からの情報の提供について規定をしております。私は、この情報の提供については、県並びに県警察が県民並びに事業者からの求めに応じてだけでなく、その収集、整理及び分析された情報を適宜かつ主体的に提供されるものと理解をしておりますが、その理解で間違いないか、お答えください。

以上、具体的に3点、よろしく願い申し上げます。

○環境生活部長（竹内 望） 条例に基づくPR、広報について、まずお答えをさせていただきます。

本年度は、7月11日の夏の交通安全県民運動と合わせまして飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動出発式を行い、そこからPR、広報をスタートいたしまして、その後も、ポスター、チラシ、啓発物品等々を使いまして、各交通安全講習、こういった場を活用いたしまして、広く周知に努めておるところでございます。

また、県警本部長のほうからもお話がありましたけれども、12月1日の交通安全県民大会～飲酒運転^{ゼロ}をめざして～を開催して、県民挙げて飲酒運転

を根絶していく契機としていきたいというふうに思っております。

来年度におきましては、四季の交通安全県民運動におきまして、条例の趣旨、内容を広報いたしますとともに、条例制定1周年のイベント、あるいは、先ほど申し上げました飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日、県民大会、あるいは、新たな取組としては、飲酒運転根絶キャンペーン、あるいは飲酒運転根絶メッセージ運動、こういったことに取り組んで、年間を通して切れ目のない広報啓発活動をやっていきたいというふうに思っております。

それから、もう1点、条例の第11条のお話がありました。飲酒運転の状況に関する情報の収集、整理、分析を行い、適宜その結果の提供を行うというふうに規定をされております。現在、警察本部におきましては、現在も飲酒運転による人身事故の件数、死者数、あるいは負傷者数につきましては毎月、ホームページで公開をされておるところでございます。県では今後、必要な情報を警察本部のほうから入手するほか、飲酒運転防止に関する専門機関等々と連携をいたしまして、飲酒運転の予防、あるいは再発防止のためのいろんな情報を提供するなど、事業者や県民の皆さんが必要とされる情報を積極的に適宜提供できるようにやっていきたいというふうに思っております。

○教育長（山口千代己） 学校における飲酒運転根絶に関する取組についてお答え申し上げます。

将来、社会の一員となる児童・生徒が発達段階に応じて、飲酒の身体への影響や飲酒運転の悪質性、危険性について理解し、飲酒運転は絶対しない、させない、許さないという意識を高めることが重要だと思っております。そのため、児童・生徒が体育科、保健体育科において、飲酒が身体に与える影響を学習することに加え、道徳、特別活動など、学校教育活動全体を通して規範意識の醸成や生命の大切さや思いやりの心を育めるよう、市町教育長会議などを通して市町教育委員会と連携しながら取り組んでまいります。

また、あわせて、授業参観や地区懇談会などの機会を通して、保護者や地域の方々にも飲酒運転の根絶について子どもたちと一緒に考える機会が持てるよう、周知、啓発に努めてまいります。

[23番 中川康洋議員登壇]

○23番（中川康洋） ありがとうございます。

具体的な部分をお聞かせ願いました。具体的には、今後、基本計画にどう書き込まれていくのか。条例は基本的には骨格の部分で、余り太らせていない条例だというふうに思いますので、やはり基本計画にどう書き込まれていくかというところがすごく大事になってくるかなというふうに思います。

特に、周知、PRで、これから12月に入っていくわけですけれども、やはりお酒を飲む機会というのが増えてきて、知事とか警察本部長も年末警戒等をしていただくわけですけれども、今後も、このPR、周知、ぜひとも知事、また、本部長が先頭に立って進めていただければというふうに思いますし、これ、飲酒運転の根絶、残念ながら平成26年度の重点項目に予算配分としてはなっているわけじゃありませんので、新規の部分も含めて予算措置されていくかというふうに思いますが、財政、なかなか厳しいところはわかるんですけれども、ぜひともそこは御理解をいただければなというふうに思います。

具体的な周知、PRの中で、他県の状況なんかを見ると、例えば統一的なマークをつくって、県とか市とか様々な団体がそのマークを统一的に使う、やっぱり視覚的に訴えるというのをやっているところもございました。

さらには、ポスターの色の統一性を持たせて、その中で、やはり黄色と黒を使っただけの注意喚起色が多かったような気がしますけれども、そういった県なんかも見られたというふうに思っております。

さらには、これは沖縄県の例でしたけれども、高校生の方たちから募集をして、ラジオで、いわゆる高校生のメッセージとして呼びかけるというコンテストをやりまして、そのコンテストで選ばれた高校生の声がラジオから流れてくる。例えば、お父さん、今日も無事に帰ってきてね、飲酒運転はだめだよなんていって、かわいい女の子の音が流れるわけですよ、それも沖縄弁で。私、ちょっと沖縄弁はできませんけれども。そうすると、運転しているお父ちゃんはどうして、今日は飲まずに家に帰ろうというふうになるわけなんです。このラジオも聞かせていただきましたけれども、これはてき

めんな効果があるなというふうに思いましたですよ。今日は、FM三重さん、聞いているかどうか知りませんが、ぜひともこれはノースポンサーでお願いしたいなというふうに思いますね。

様々なそういったことを展開しながらやっていただくことによって、やはり効果をじわっと広げていく、そういった方向性をお願いしたいなというふうに思います。

また、現場での教育、大変にありがとうございました。私ども、狙っているところというのは、やはり教育現場で親子で学ぶ場というのをぜひつくっていただきたいなというふうに思っております。さらには、子どもたちというのは非常に、やっぱり真っすぐで正直なところがあります。ここで飲酒運転根絶の教育をすれば、例えば、家族で焼き肉を食べに行き、お父さんが生ビールをぐいっと飲むと。さあ、帰るぞといってお父さんがハンドルを握ろうとしたときに後ろから、お父ちゃん、ビールを飲んだら今日は運転したらあかんのやと一言出れば、これはお父さん、ハンドルを握れないですよ。そういったことの現場での状況が起きてくる。そのためにもやはり学校の現場で今から根絶に対する教育を行っていただきたいなというふうに思いますので、これは、防災における津波のときも、子どもたちにどう教え込んでいくかということが大事なんだということを知事は何度も言っていましたけれども、この部分でも同じようなことが言えるのじゃないかなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

〔「頑張って」と呼ぶ者あり〕

○23番（中川康洋） ありがとうございます。

それじゃ、最後に、後ろから応援もいただきましたので3点目に移りたいというふうに思いますが、次に、橋梁やトンネルなど、県が管理する公共インフラの長寿命化対策について、提案も含め、お伺いをいたします。

私ども公明党はこれまでも、県が管理する橋梁の総点検の必要性や、防災、減災の立場からの公共インフラの補修、補強の必要性、いわゆる三重県版防災・減災ニューディール政策について、この議場で提案をしてまいりま

した。

皆様既に御承知のことと存じますが、高度経済成長期に建設された橋梁やトンネルなど多くのインフラは、現在では高齢化、老朽化が進み、道路橋では2020年代半ばまでには、その半数が建設後50年以上になると言われております。ちなみに県が管理する道路橋でも、2020年にはその約半分が、また、2030年には全体の67%が建設後50年以上になります。このように、老朽化した橋梁など公共インフラの数は今後急速に増加し、既設インフラの適切な維持管理は今や待ったなしの状況であります。

そのような中、国は今年度、平成25年を社会資本メンテナンス元年と位置づけ、インフラの老朽化対策についての予算措置も含めた総合的かつ横断的な取組を推進しておりますが、このインフラの老朽化対策は、国のみならず、その大部分を管理している地方自治体、とりわけ都道府県の取組が重要になってくると言われております。

私は、これら橋梁等公共インフラを維持管理し、長寿命化を図っていくためには、その建設年代に即したインフラの設計、施工に関する基本的知識を持ち、様々な劣化事情に対して、これらインフラと直接向かい合いながら適切に点検、診断を行っていくのはもちろんのこと、その点検、診断後に最新の技術等も用いる中で、補修、補強、修繕などメンテナンスの設計、施工をいかに適切に進めていくかということが重要であると考えます。そして、この補修、補強などメンテナンスの設計、施工を、今後、適宜適切に進めていくためにも、県は今の段階から、県だけの取組ではなく、広く現場の知恵を持った産業界や学術的な研究組織である学術機関とともに連携し、この産官学が参画を図る中でそのための研究や研修を進めていく、さらには、その場づくりをする必要があると考えますが、いかがでしょうか。担当部長のお考えを伺います。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（土井英尚） 橋梁等公共インフラの長寿命化対策は喫緊の課題と認識しており、鋭意取り組んでおります。その中で、産官学が連携して

最新の技術や知見を取り入れることも重要と考えております。例えば橋梁に関しましては、国土交通省、中部圏の地方自治体、大学、中日本高速道路株式会社及び民間業界団体等の産学官が連携して構成する橋梁保全技術研修協議会、こういうのを構成しておりまして、その中に三重県も参画して、橋梁の維持管理技術者を養成するために必要なプログラムをまず作成し、その中で、研修を通じて人材の育成を行っているところでございます。

さらに、県独自でもそのようなプログラムを活用して、メンテナンス技術研修会ということで、県職員、市町職員を対象にその研修会を開催し、職員の技術力の向上を図っているところでございます。

引き続き、産学官が連携した研修や技術研究を進め、インフラの長寿命化対策に取り組んでまいります。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

○23番（中川康洋） 大変ありがとうございました。

方向性としては前向きな御答弁をいただいたのかなというふうに思っております。平成24年度の補正とか25年度の本予算でも防災、減災の視点からの予算というのがもうおりてきておりまして、今、国のほうでも、防災・減災に資する国土強靱化基本法案、これが衆議院を通過いたしまして、恐らく今国会で成立をするというふうに思います。これからはやはり建てかえ、つくりかえよりも長寿命化の方向性であり、ゆえに国から、これからどんどんその予算というのがおりてくると思うんですね。ゆえに、それに対応する部分で、産学官、さらには産官でそういった場づくりというのをぜひとも行っていただきたいなというふうに思っております。そういった中で、やはり現場からの知恵というのも出てきますし、現場の皆さんの技術力を上げていくということも大事ですので、ぜひともそのような場づくりを御検討いただきたいというふうに思っております。

本日は、子どもたちの、特に高校生のクラブ活動の環境整備、また、飲酒運転の根絶や、橋梁など公共インフラの長寿命化対策など、県民の命や暮らしを守るための質問をさせていただきました。今回もどちらかというところと公明

党らしい質問をさせていただくことができたかなというふうに思っております。私どもは、私どもといっても2人しかおりませんが、これからも、県民の命と暮らしを守る、また、県民の皆さんがこの三重に暮らしてよかったと思える郷土づくりのため、様々な課題に取り組んでいくことをお伝え申し上げます、私ども公明党を代表しての質問を終わります。

大変にありがとうございました。（拍手）

○議長（山本 勝） 10番 中西 勇議員。

〔10番 中西 勇議員登壇・拍手〕

○10番（中西 勇） 皆さん、こんにちは。今日午前中3人目ということで、最後30分、おつき合いをいただきたいと思いますが、松阪市選出のみんなの党、中西勇です。ちょっとたばこをやめて喉がおかしくなっております。

今日、30分ということで、初めてiPadを使って質問をさせていただきます。3月までの試行期間ということで、フリーズしたら、ペーパーもちょっと持っていますので、また見ながらやりたいと思いますが、少しいなというのは、先ほどいろいろ考えている中で、少し打ちながら、質問も変えながらできるなという、そんなことを思っておりますが、早速です、時間がありませんので、質問に入らせていただきます。

まず、今日、質問の中で防災についてという部分、一つ目は三重県の総合防災訓練についてと、それから、二つ目、学校・地域における防災教育についてということで質問させていただきます。

今年も台風が31個発生しております。そして、ホームページなんかで見ると、地震が本当に時間刻みぐらい、小さな地震を含めると毎日のように起こっております。そして、今年の9月1日に東紀州のほうで総合防災訓練をやられたときに鈴木知事のほうから、防災の日常化が起きているよと、これに対処していかないかんよと、そのような話もございました。

9月15、16日には台風18号、近畿地方から北陸、東海にかけて大雨による洪水、それから、気象庁から初めて特別警戒が出されました。そんな中で、住民に周知措置がうまくいかなかった例や、通知のメールが8時間も遅れて

しまつて避難指示と避難勧告がわからない、そんな自治体もあり、ハード面、ソフト面でいろんな対策をとっていかないといけないという、そのような実態もありました。

また、10月16日の台風26号では、東京都の大島町、いわゆる伊豆大島、そこで土石流によって、36名の死者の方と、いまだに4名の不明の方がいらっしゃいます。こんな大きな災害の発生があったんですが、ここでも避難指示の問題がいろいろ露呈されて、報道もありました。こういう部分がありましたね。家の中に泥が流れ込んできた、警視庁大島警察署にこういう通報があったので、現場に行った署員が危険を感じて、朝方3時10分と26分の2度にわたって、役場のほうへ電話で、防災無線を流して避難勧告をするように要請したんです。しかし、町の防災無線で言われたことは、沢の、要は川の氾濫に注意するように求めただけだったんですね。結局、避難勧告はなかったということなんです。こういう問題もあります。

こういったことを踏まえて、平成23年度には三重県で防災訓練をということだったんですが、台風12号で中止になりました。(パネルを示す) ちょっとパネルを見ていただきたいんですが、これは昨年、鈴鹿消防学校で防災訓練が行われて、瓦れきのところからの救出訓練の様態です。(パネルを示す) それと、これは、テントのところから災害対策本部をつくって、鈴鹿市の消防の方たちが打ち合わせしながら地方部というのをつくっているところの写真です。

(パネルを示す) そして、今年度、東紀州で陸の孤島化したという想定があり、これは熊野灘に、海上自衛隊、呉の自衛隊のほうから、LCAC、エルキャックというんですか、そういう輸送のためのものを借りて、ここの浜に、トラック、そういったものを送って、寸断されたところへ向いて物資とかそういうのを送るといった訓練をされました。

(パネルを示す) このときの、ちょっと縦でわかりにくいですけど、これが東紀州、熊野市、御浜町、紀宝町、1市3町、それと三重県が加わって防災訓練をしたときの拠点を含めて載せてある地図なんですけど、こういう部分

をぜひやっていただきたいなど、三重県全県でやっていくことができないかなど、そのように思うんです。

当然、毎年防災訓練をやらせて、各市町で本部をつくってやられております。そういう中で、災害はその市に、個々に起こるものではありません。三重県全体、台風も、三重県というか、近畿地方を含めてやってくると。そういった中で、三重県の主導ということはできるかできやんかはあると思うんですが、地震も含めて、台風も含めて、そういったことが起こるのを、できれば三重県が主導しながら、せっかく今年度、地域に地域防災総合事務所というのもできました、そういった部分を含めて組織をきちんとつくりながら、どこかで日にちを決めながらやっていただきたいなど、そのように思うんです。

これができれば、日本全国でも余りやってみえないと思います。1カ所一度に三重県が主導しながら、それぞれの市町の対策本部と連携をとりながらやっていただければと、そのように思うんです。そうすることによって本当に、地域防災総合事務所と県と、そして市町と、そういう連携ができて、いざというときに本当に役に立つのではないかなど、そのように思うんです。先ほど例を挙げた伊豆大島の件も含めて、そういう連携、流れがうまくいく、そういう訓練をやっていただきたいなど、そのように思います。一つの提案ということで、また後で所見を聞かせてください。

それから、二つ目の学校・地域における防災教育についてということですが、ちょっと質問させていただきたいのですが、これは、各市町でいろいろ防災訓練を当然されておりますが、ここに松阪市の教育委員会がまとめた資料をちょっといただいたので持ってきたんですが、（現物を示す）この中に、防災教育を実施していく中で、学校の中で、防災訓練、避難訓練、消火器による消火訓練、また、小・中学校の代表による防災フォーラムなどをして宣言文を公表したり、また、防災ノートを使って、これですね、（現物を示す）県が出されてみえる、教育委員会が出されてみえる。3種類あります。低学年、高学年、それから中高用ということを出ております。そういう防災ノー

トを活用して、防災教育をしっかりとやられてみえと。

それと、100%これができているかどうかということではないんですが、教材としてはすばらしい教材やなど、そのように思っておりますけれども、一見すると防災ノートとなっていますね。この中身を見ると、下には書いてあるんですけど、地震、津波から守ると書いてあるんですけど、中身は基本的に地震の部分がほとんどなんですね。できれば、防災地震ノートとか、そういうふうになんかちょっともう少しわかりやすく入れるとかしていただきたいのと、この中でちょっと足りないなというところが、災害に対する歴史の部分が余り載っておりません。これは、3・11ももう2年半過ぎておりますので歴史の一つなんです。昔から、やっぱり災害は忘れたころにやってくるとよく言われております。地震も、台風は気象庁のいろんな部分を見ればわかるんですけども、大事なことは、忘れないときに見ていただいて、そういう教育も含めて繰り返しやっていくことが大切やと、そのように考えるわけなので、今度、この防災ノートを少し改訂するというようなことを聞いておりますので、そのときには、風水害も含めて、歴史の部分も含めてしっかり追加してやっていただきたいなと要望しておきたいと思います。

そういう部分で少し話をさせていただいたんですが、もう1点、三重大学の川口教授が、こういうもの（パネルを示す）、Myまっぷランというのを提案してみえて、三重県のほうでも、この部分を使おうということで、今、各市町で活用してみえるところもございます。

これが表面ということなんです。これが裏面。（パネルを示す）これは私の地域の地図をちょっと入れたんですけども、このMyまっぷランなんです、非常にいい方法なんです。これが現物ですね。（現物を示す）現物が、このように折って、手帳のようになると。裏側には地図があって、先ほどのこの地図ですけども、（パネルを示す）この地図に避難経路を自分なりに写して、自分はどうやって逃げるのかということを書き込んで、なおかつ自分で携帯しておくということなんですね。これが、津波の場合とか、台風で川が氾濫するとか、いろんなケースに使えらると思うんですね。

あくまでも自分の地図ということなんです、ここで一つ問題があるんですね。これは非常にいいなど、今年の初めてでしたかね、私、見させてもらったときに、これをちょっとデータで焼きたいんですけどと言ったら、なかなかそれがとれないんですね。どうしたらいいのと言ったら、焼きますから言ってくださいと。それでは基本的にいかんのかなと。せっかくつくられているこういう地図も、2000分の1と4000分の1がありましたですかね。こういう中で、とれて自分で確保できるような状態、また、自主防災とかそういったところで簡単に使えるような状態をつくっていただくことが、僕、大切だと思うんですね。そういう部分を踏まえて、今後、工夫をしていただきたいと思しますので、その部分、どうでしょうかという質問なんです。

それと、もう1点、これはちょっと違う部がつくっているものなんです、(パネルを示す)これ、同じところの地図なんですけど、大きくもできなく、小さくもできなく、こういう状態なんです。これは県土整備部ですかね。ごめんなさい。違います。これは防災対策部のGISの地図です。これ以上大きくできない状態なんです。せっかく地図があるのにできないんですね。防災用の地図になっているんですが、これもうまくできない。せっかくいいものがあるのに引き出すことができない。そういう部分がありますので、これについてちょっと所見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

[稲垣 司防災対策部長登壇]

○防災対策部長(稲垣 司) 中西議員からの御質問のうち、私からは実動訓練の話とMyまっぷランのほうについて御答弁をさせていただきたいと思います。

県におきましては毎年、舞台となります市町を変えながら、総合防災訓練、つまり実動訓練を実施しております。その際のポイントは、住民参加、救助機関等の連携、そして、各地域の災害特性に応じたテーマ別訓練、こういった3点でございます。

先ほどスクリーンでも御紹介いただきましたけれども、昨年度の鈴鹿市での訓練におきましては災害時要援護者対策を一つのテーマにして、また、鳥

羽市におきましては離島対策と観光客対策をテーマに、また、本年9月1日に紀南地域で実施した訓練におきましては、災害医療と、先ほどL C A Cの写真を御紹介いただきましたけれども、ああいった海上からの救助・搬送訓練等をテーマに実施しております。

県といたしましては、毎年、県が実施するこうした実動訓練、これを一つの参考にしていただいて、市町においても独自にそれぞれの地域特性に応じた訓練を実施していただき、災害に対する万全の備えとしていただきたいというふうに考えております。

さきの鈴鹿市の訓練におきましては、障がい者の方や外国人の方とともに津波避難訓練を実施して、その後も鳥羽市、熊野市等々と、災害時要援護者の方々にも必ず参加いただいて、避難訓練や避難所運営訓練を実施してきております。

県としてはこうした訓練のスタイルが県内各市町へと広く展開されていくことを目標の一つとして実施してきたところでございますけれども、今月11月18日、伊勢市では障がい者の方と地域住民、小学生とが一緒になった避難訓練、また、鳥羽市におきましては市内に在住する外国人を対象に行った夜間避難訓練等がございまして、また、つい先日の24日には津市において障がい者の方が参加した総合防災訓練が行われるといったように、私たちの思い、目指すところは着実に県内に浸透し始めているというふうに感じております。

一方、県では、こうした実動訓練とは別に県内全域を対象とした図上訓練のほうも毎年実施しておりまして、この訓練には県内全ての市町が参加しております。その意味で、まさに先ほど議員がおっしゃった、県主導で全県下ということにはなっておるのかというふうに考えております。

これら実動訓練と図上訓練の二つの訓練を積み重ねることによりまして市町の皆様の災害対応力を高めていただきたいというふうに考えておりまして、県ではそのために、防災技術専門員や指導員を派遣して、訓練に係る技術的支援も積極的に行っているところでございます。

将来的には、県内全市町による実動訓練、これも実施したいと思っております。

しかし、市町においては今ようやくその体制が整い始めた段階であるというふうには認識しております。訓練を行って、その成果と課題を検証して、見直しを行って、また訓練を行うと、そうしたことの繰り返しによりまして災害対応力は培われていくというふうには思いますけれども、その意味では、東日本大震災をきっかけに本格的に始まりました市町の訓練のこうした体制、言いかえれば市町の災害対応力は、残念ながらまだまだ発展途上にあるというふうには考えております。そうした中で、今、仮に県内市町の一斉訓練を実施したとしても、十分な課題の抽出や成果の検証等もできないままに、場合によっては混乱のうちにやりっ放しの訓練に終わってしまうのではないかとこのことを懸念します。ですから、将来的には、県内市町による一斉の実動訓練、これを実施するのを目指しながらも、いましばらくはそれぞれの市町の災害対応力の強化という点を重視して、地域の災害特性に合った、そうした訓練を実施、あるいは、そうした市町の訓練を支援してまいりたいというふうには考えております。

次に、Myまっぷランの地図情報の関係でございますけれども、Myまっぷランの地図につきましては、今現在、各市で行われております中で、例えば、津市におきましては津市独自のGISを用いた住宅地図を、また、明和町や南伊勢町では三重大学が開発したGISを用いたデジタル地図をもとに作成して、それを市町が地域へと提供しております。一方、熊野市、御浜町、紀宝町におきましては、それぞれの市町から県に対して地図作成の協力要請がありましたので、県において三重県共有デジタル地図を加工して作成して提供するという支援も行ってきているところでございます。

Myまっぷランに最適な地図情報というのは、これとぴったり合うと、そういうのは確かにはないのかもしれませんが、私どもとしましては、Myまっぷランで用いる地図というのは、必ずしもデジタル地図である必要もないし、市町が所有する都市計画図など、各地域で入手しやすい紙媒体の地図などを用いて取り組んでいただければよいのではというふうには考えております。ですから、避難計画を作成する際の、例えばワークショップ、話

し合いの中で、地図の種類はどうするか、縮尺をどうしようとか、そうしたことも皆さんで話し合っていたいただいて、各地域地域において使いやすい地図を作成していただければいいというふうに思っております。

そうしたことについての御相談は、まずは市町のほうにお願いしたいというふうに思います。ただ、GIS等を用いたデジタル地図を扱う場合には専門の知識等も必要になってくるために、市町において対応困難な場合もあります。そうした場合には今後も、先ほど申しました熊野市等々のケースと同じように、地図作成についての協力要請があった際には引き続き、県としても技術支援等を行っていきたいと、かように考えております。

以上でございます。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 防災ノートの質問にお答え申し上げます。

防災ノートは、小学校低学年版、高学年版、中高生版の3種類がございます。風水害対策や災害の歴史に関しましては、小学校高学年版及び中高生版の資料編の中に、主な風水害の記録と、東海・東南海・南海地震の地図及び年表を記載してございます。防災ノートは、東日本大震災の発生を受け、近い将来の発生が懸念されている東海・東南海・南海地震等による地震及び津波から児童・生徒の命を守ることを目的に作成したことから、議員も言及されましたが、副題にあるように、地震・津波からいのちを守ることを中心に編集しています。

一方、近年、巨大台風など甚大な被害をもたらす風水害の発生が増えていることに伴い、気象庁が重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に特別警報を発表していることから、風水害についても地震や津波と同様に防災教育で重視していく必要がございます。

また、東日本大震災では過去の三陸沖地震の教訓に学ぶ重要性が指摘されたことから、東海・東南海・南海地震を含む地震の歴史についても重要だと考えます。

現在、防災ノートにつきましては、有識者を含む防災ノート見直し検討委

員会を設置し、月1回のペースで議論を重ねており、風水害対策や地震の歴史などの内容や分量につきましても検討委員会で審議してまいります。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番（中西 勇） 御答弁ありがとうございます。

先ほどの訓練の件、なかなか難しいなという、当然一発ですることにはできないかなと私も思っているんですが、大事なことは、県の地域防災総合事務所ができたということを含めて考えると、もっと密に市町へ入っていただきたいなと思うんです。

これは松阪市のことを少し言わせていただくんですけど、総合訓練があったときに、私、見に行ったんですが、松阪市の災害対策本部をつくっている中に県の方は誰も入られてもいない、全く何もかわってもない、そういう状態が今年度あったんですね。全く、やっているんやって、ずっと歩いている、そういう状態だったんです。それが1点気になったんです。

それと、松阪市の第四地区というところで住民協議会が主に防災訓練をやられたんです。住民の方には9時に集合というだけで、全く事前の情報はなしでやられていました。そこも見に行ったんですが、もう名簿をとるのにてんやわんやしてみえましたし、今日は何があるんやろうって、また全くないし、ある住民協議会の方がハンドマイクを持ちながら、今からこういうことをやりますって、聞いていないことばかり言われているという状態なんですね。

なぜそういう状態やったんですかと言ったら、災害なんやで、何が起こるかわからんで、これでいいんやと、そのように言ってみえました。そのときも県の方はみえていましたんですが、本当に一部分の手伝いをしてみえただけで、せっかく松阪市にもあるわけですから、そこの事務所の方が来て中身をしっかりとチェックすることすらやってみえないので、それが気になったわけです。いずれどこかではやっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いしておきたいと思います。

それと、防災ノートの件、少し入れていただくということなので、いろん

な災害を含めて、やっぱり教育なので入れていただいて、参考になるように、ちょこっとでも前へ進んでやっていただきたいなと思います。

それじゃ、少し時間がなくなってきたのですが、2番目の公会計についてという質問に入らせていただきます。

これは固定資産台帳の整備ということでさせていただくんですが、先ほど公明党の中川議員のほうから、資産の、インフラ資産も含めた強靱化の話も出ておりましたが、全くそのとおりで、年数がたってくると当然古くなってきます。三重県にもたくさんのインフラ、資産も含め、固定資産がたくさんあるわけです。建物もたくさんあるわけです。そういう中で、やっと国が主導を始めていただいたなという感覚が私の中にはあるんですが、地方公共団体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会というのがこの秋からスタートしました。10月1日、10月30日と、もう2回作業部会がされました。年明けの今年度3月いっぱいでは何かの形をしっかりと出すということで総務省のほうから出ております。これを踏まえて、三重県としてどのようにこれからしていくのかなという質問なんです。

固定資産もとの台帳はあります。ところが、今の時価相場についての価格というのは、売るわけじゃないんですけども、減価償却した状態の価格が必要です。これをきちんと出していただくことによって、県の固定資産、それから負債の部分、当然その資本の部分と、財務の部分の貸借がきちんと見えてきますので、ぜひ進めていただきたいと思うので、これについてどのように考えてみえるか、よろしくお願ひしたいと思います。

〔稲垣清文総務部長登壇〕

○総務部長（稲垣清文） 公会計についての御質問でございました。

議員からもお話がありました国のほうの研究会、その部分につきまして、現在、財務書類の新たな作成基準のあり方でありますとか、固定資産台帳の整備指針等の検討が進められているということでございますので、私どもといたしましては、そういった検討の状況を踏まえた上で、費用等もたくさんかかるわけでございますので、全国知事会等とも歩調を合わせながら適切に

対応してまいりたいというふうに考えております。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番（中西 勇） ありがとうございます。

そういう返答かなというの思っておりましたんですが、いつも三重県財政の中に参考資料ということで財務4表を載せていただいておりますが、企業庁を含めた部分は財務のほうを発生主義でやっていただいております。県の一般会計、特別会計のほうは現金主義のほうでやっていただいております。そういう中の部分を改訂モデルということで出してみえるわけです。できればそれを連結決算も含めて出していただきたい要望が1点ございます。いずれにしろそういう方向に私はなってくると思っておりますので、そろそろ準備をしようという感覚にはなっていると思うんですが、そういうふうにしていかないと本当に、建物だけじゃなしに、先ほどの公明党さんの話の中で、橋とか、いろんな部分がいつ壊れるかわからん、そういった部分の点検をきっちりしながら、その現在価格がどれだけで、今度直すのにどれだけかかってというのが、一つ一つは当然なんですけど、財政の中を含めて、本当の資産がどれだけで、会計上、三重県の財政はこうなっているというのが見れないと僕はいかんと思うんですね。会社でいえばそういう財務の部分と同じだと思うんですけど、そういう形に少しでも早くやっていただきたいなど、そんなふうに思っておりますので、また動きが出てきてそういう議論をさせていただくときがあると思っておりますので、よろしくお願ひします。

時間が来ましたので、以上で質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（山本 勝） 暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時1分開議

開 議

○副議長（前田剛志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（前田剛志） 県政に対する質問を継続いたします。13番 長田隆尚議員。

〔13番 長田隆尚議員登壇・拍手〕

○13番（長田隆尚） 亀山市選出、新政みえの長田隆尚でございます。今日はお昼一番ということで、一番皆さんにとって厳しい時間だと思いますので、タイトルを考えるときに、ちょっと考えていただこうというようなタイトルの中で、まず、始めさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、一番最初が、三重県と山梨県と〇〇県にないもの、なかったものというタイトルをつけさせていただきました。まず、その中の三重県と山梨県と奈良県にないものについて質問させていただきたいと思います。

まず、鈴木知事につきましては、いつも発信されていますので、これが何のことだか多分おわかりのことだと思いますけれども、空港も新幹線の駅もない県でございます。

本年6月、リニア中央新幹線建設促進三重県・奈良県経済団体連合協議会によって、リニア中央新幹線が2027年に東京－大阪間全線同時開業した場合の三重県、奈良県、大阪府への経済効果と、中間駅の設定によるまちづくり等に係る計画策定及び諸手続の進捗効果について、山梨県と岐阜県のケースが調査され、中間駅の早期確定の必要性の検証がなされました。

このリニア中央新幹線建設促進三重県・奈良県経済団体連合協議会とは、平成7年に、東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知、三重、奈良及び大阪の各都府県における経済団体及び趣旨に賛同する団体によって、中央新幹線の超電導磁気浮上式リニアモーターカーによる早期実現を目標に設立された

リニア中央エクスプレス建設促進経済団体連合会、後のリニア中央新幹線建設促進経済団体連合会が、一昨年、東京一名古屋間の着工に一定のめどがついたことから建設促進大会に区切りをつけ、総会の拡大という手法に運営の方針を転換したため、いまだ未確定の名古屋－大阪間の三重・奈良県内の中間駅の着実な設置及び東京－大阪間の全線同時開業の促進を図るために、昨年8月に奈良県内と三重県内の全ての商工会議所をはじめとする諸団体によって設立された協議会で、昨年は次のような三つの共同アピールがなされました。

一つ目が、リニア中央新幹線は、東京・大阪間の全線が開業されて初めて、その効果が遺憾なく発揮されるものであり、早急に、全線同時開業に向けた検討を実施し、その方策を示すこと。そして、二つ目に、リニア中央新幹線は、災害リスクへの備えとするため、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えたルートである三重・奈良ルートとすること。そして、3番目、三重・奈良ルートの中継駅は、その便益が紀伊半島全体に広がるような、交通結節性の高い位置に設置すべきであり、三重県、奈良県の意見を十分に反映し、早急に駅の概要位置を決定し、公表すること、であります。

そして、本年、2027年に東京－大阪間全線同時開業した場合の三重県、奈良県、大阪府への経済効果の調査について、リニアの開業により、人口、事務所、ビジネス、観光客の増加がもたらす生産増、消費増など、最終需要増加額を計測し、三重県、奈良県、大阪府の平成17年の産業連関表を用い、最終需要増加額から他産業への波及効果を計測するという手法で行い、2027年の東京－大阪間同時開業の波及効果について調査をしました。それをあらわしたのがこの図でございます。（パネルを示す）

一番上のところを見ていただきますと、2027年の経済効果につきましては年間1.5兆円と大体1.7倍であるということがわかってはいますが、2027年から2057年までの30年間の累積経済効果は東京－名古屋間の部分開業に比べて8.2兆円大きいとの計測が発表されました。この調査は、乗り継ぎ等の利便性の向上、または利便性の向上に伴う航空機等、交通手段の変化等について

の分析は反映されておりませんので課題はございますけれども、同時開業による経済効果が部分開業に比べてはるかに大きいことは明らかでございます。

一方、三重県として、本年秋の平成26年度国への提言・提案の7項目めに、リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業が掲げられています。ここでは、現状認識に続き、次の三つの課題が示されています。

まず、リニア中央新幹線の整備効果が遺憾なく発揮されるためには、全線同時開業が必要であるとともに、JR東海の経営努力だけでは実現が困難であることから、国による積極的な関与が不可欠です。そして、名古屋―大阪間のルートは、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えたルートとすることが重要です。そして、3番目に、中間駅は、その便益が紀伊半島全体に広がるような位置への設置が重要であり、JR東海による早期の駅位置の決定、公表が必要だという三つの提言であります。

そして、次のような三つの提言がなされております。リニア中央新幹線の全線同時開業を実現するための具体策を早急に検討し、方策を示すこと。ルートは災害リスクへの備えとするため、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良ルートとすること。中間駅は、その便益が紀伊半島全体に広がるような交通結節性の高い位置とし、早急に駅の概略位置を決定し、公表することです。

このポスターは三重・奈良ルートをPRするポスターでございまして、(パネルを示す) その三重県の国への提言・提案に掲載されるとともに、地下鉄の丸ノ内線霞ヶ関駅のホームにも掲示され、今、三重県・奈良県ルートのアピールをいただいているということでございます。

そんな中、国の関与につきまして先日、山田JR東海社長が、国が用意するなら検討することもやぶさかでないと言ったということも聞いております。また、ルートにつきましては、観光庁のビジット・ジャパン大使を務める高台寺の後藤典生執事長が中心になって、「リニアを、京都へ。」京の会を結成し、リニアは京都を通すことこそが国益に合致する、国を挙げた議論の末にルートを定めるべきだと話し、PRポスターを作成したという動きもあり

ました。

一方、ちょうど1週間前の11月21日、近畿2府4県、滋賀、兵庫、和歌山、奈良の4県ですが、と福井、鳥取、徳島、各県の知事、関西経済連合会会長、関西経済同友会代表幹事、近畿商工会議所連合会会長、近畿府県商工会連絡協議会会長らが地域に合った成長戦略を議論する、近畿ブロック地方産業競争力協議会の第1回の会合が大阪で開催され、そこから、平成26年度予算編成に向け、リニア中央新幹線の東京－大阪間の全線同時開業などを関係省庁に緊急提言することを決めたという動きも出てまいりました。

この協議会には三重県もオブザーバーとして参加していただいておりますので、その中で京都の件も含めてどんな議論があったのかも含めて、国の関与、ルートの中の二つの動きについて、まずは知事としての感想と、三重県への誘致への意気込みについてお聞かせ願いたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） リニア中央新幹線に関しまして、国の関与、京都の誘致活動への感想、それから意気込みということでございます。

リニアと言えばえらい先のことだなと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、東京－名古屋間の着工が平成26年度に予定されているということで、東京－大阪間の全線同時開業を目指していくには今が非常に重要な時期であります。

これまで国等へ繰り返し申し上げておりますが、リニア中央新幹線の効果が最大限に発揮されるには、東京－大阪間の全線同時開業が必要であります。経済効果については議員御指摘のとおりであります。それには、JR東海の経営努力だけでは実現が困難であります。そのためには、一部報道に税制優遇などを検討していることが出ておりましたし、先ほど議員からも御案内がありましたように、JR東海の山田社長も、今までかたくなでありましたけれども、提案があれば検討すると発言もしておるように、国が積極的に関与し、全線同時開業を実現するための具体策を早急に検討し、方策を示していただく必要があると考えております。

名古屋―大阪間のルートについては、昭和48年11月に決定された国の基本計画及び平成23年5月に決定された整備計画において、名古屋以西の主な経過地として奈良市附近と定められています。一部京都の方などは、昭和48年の基本計画にはリニアと書いていないので、この計画はリニアのことではないと言う方がいらっしゃると思いますが、これは明らかに事実誤認でありまして、平成23年の整備計画にはしっかりと超電導磁気浮上方式というふうに書いてありますので、まさにリニアの基本計画と整備計画であります。

三重県としましては、この定められた計画に基づき、早期に全線が開業できるように国等へ強く働きかけていきます。京都府知事や京都市長とは、別件では仲よくさせていただいておりますが、リニアのルートについては譲ることはできません。

PRが不足しているのではないかとこの御心配の向きもありますけれども、状態としましては、こちらは正式な手続をこれまで経ているということで、先方はいわば根なし草、何の根拠もないことを声を上げているということでもありますので、手遅れなどがあるとは一切思っておりませんが、いずれにしても、同時開業の実現に向けて、PRには力を入れていきたいと思っております。

しかし、今は名古屋以西が一致団結して同時開業に向けて頑張るところを、このような形で内輪もめのような状態に見えることは極めて残念です。いずれにしましても、今後もリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会での活動をはじめ、中間駅設置予定県である奈良県や両県の経済界とも連携して全線同時開業と三重・奈良ルートの必要性を強く訴え、また、議員各位の御理解もいただいて、全県挙げての活動を展開できるよう取り組んでいきたいと思っております。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○13番（長田隆尚） 力強い御答弁ありがとうございます。

近畿ブロック地方産業競争力協議会には奈良県の知事も入っておりますので、その京都ルートでの提言は出ないとは思っておりますけれども、奈良県とぜひとも連携いただいて、東京―大阪間同時開業とともに三重・奈良ルー

トが早期に決定されるよう御尽力を賜りたいと思っております。

一方、中間駅の決定によるまちづくり等に係る計画策定及び諸手続の進捗効果につきましては、山梨県と岐阜県のケースが調査され、中間駅の早期確定の必要性の検証がなされました。これがその岐阜県のケースです。（パネルで示す）

平成21年7月に、リニアを活用した地域づくりの方向性を検討するために、県、市町村、経済界、観光関係者、有識者から成るリニア中央新幹線地域づくり研究会を設置し、平成23年5月に、リニア開業後の目指す姿やリニアを活用した施策展開の方向性を取りまとめたリニア基本戦略を策定し、リニアを活かした観光交流人口の拡大、リニアを活かした新たな住まい方の実現、リニアを活かした産業活性化の三つの戦略を取りまとめています。

そして、平成23年6月に環境影響評価配慮書が発表されて、直径5キロメートル円の駅位置や3キロメートル幅のルートが示された後、駅へのアクセスや周辺整備等の検討が加速し始め、同年9月にはリニアを活用した地域づくりの第2段階として、岐阜県、岐阜県内全市町村、産業経済界関係者、観光関係者、学識経験者で構成されるリニア中央新幹線戦略研究会が設置され、岐阜県議会議員連盟がアドバイザーとして、岐阜県の両隣のリニア中央新幹線停車駅の愛知県、長野県と、JR東海、中部地方整備局がオブザーバーとして参加しています。

そして、本年度末にはリニア活用戦略をまとめていくとのことですが、三重県といたしましても、同時開業を進めていく上で、既に進んでいる他県の動向の調査研究を行ったり、具体的な課題の検討を行ったり、あるいは、同じような組織を立ち上げて、オール三重県で同時開業を訴えるとともに、東京一大阪間同時開業が決まったときには既に事前準備は全て整っているというような体制をとっておくべきであると思いますが、いかがでしょうか。

○**地域連携部長（水谷一秀）** リニア中央新幹線には、先行する東京一名古屋間の岐阜県など他県の取組については現在、東京一大阪間の各沿線都府県で構成するリニアの全国同盟会の会議などで情報共有等を図っておりますが、

今後も積極的に先進県等の取組や動向につきまして情報収集し、しっかりと勉強してまいります。

また、リニアを活用した地域づくりを有効に進めるためには、岐阜県のように学識経験者を含めた研究会などで具体的な課題を戦略的に検討していくことは重要だと考えます。そのような場においても、より効果的で実現性のある地域づくりを考えていくためにも、まずは県内におけるルートや駅の概略位置の公表を早急に進めていただく必要があると考えております。

現在、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会会長、三重県知事は、全線同時開業や概略ルート及び県内駅の概略位置の早期公表に向けて、国等への要望活動を行っております。

行政では、県のほか、津市及び伊賀市以北の12市町が現在加盟しておりますが、全県挙げての活動を展開するために、本年10月から未加盟の17市町を訪問して県同盟会への参画をお願いするとともに、市長会、町村会の会議の場におきましても直接首長たちに全県挙げてのリニア推進の趣旨を説明して、県内全市町が当同盟会に参加していただくよう、再度お願いをしたところでございます。

今後、県同盟会の体制の強化とともに、奈良県や経済団体との連携も強くし、全線同時開業やルート及び県内駅の概略位置の早期決定に向けて、先ほど知事からも力強い答弁がありましたが、知事を先頭にして、国等に対して強く働きかけてまいります。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○13番（長田隆尚） 岐阜県のケースを検証いたしますと、環境影響評価の手続が具体的になると、中間駅の確定に伴うまちづくり等に係る計画策定及び諸手続が飛躍的に進み、地域におけるまちづくり等のインパクトが強くなることがわかります。

しかしながら、その一方で、急速に計画を進めますと、可児市のように、沿線にある美濃焼関連の史跡を保護するため、先日、環境影響評価準備書に対し、市内の地上を走行する約1.2キロの区間を地下化するような計画変更

を求めるといった意見書が出されることも出てまいります。

平成25年版成果レポートでは、公共交通網の整備の中で平成25年度に特に注力するポイントとして、リニア中央新幹線の東京・大阪間全線同時開業に向けて、県期成同盟会の活動を中心に、名古屋・大阪間の中間駅設置予定県である奈良県をはじめ、沿線都府県や経済団体と連携し、取組を進めていきます、とあります。

三重県商工会議所連合会からの要望には、豊かな三重をつくる地域の活性化の推進のトップに広域的社会基盤整備の推進が掲げられており、その中にリニア中央新幹線東京－大阪間全線同時開通と県内停車駅（亀山市付近）の設置とあります。

ぜひともリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会も県内全市町が参加され、オール三重県としてリニア中央新幹線の東京－大阪間全線同時開業に向けて、見えるような形で前進を一步一步していただきたいと思っております、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に、もう一つの三重県と山梨県と〇〇県の中の三重県と山梨県、福井県のほうについてお伺ひしたいと思ひます。

こちらにつきましても、知事は特別サポーターとなつていただいておりますので何のことだかおわかりだと思ひますが、ぐるなび調べによる御当地ラーメンのなかつた県でございます。

なぜなかつたかといろいろ調べてみますと、山梨県にはほうとうがあつた、福井県にはそばがあつた、そして、三重県には伊勢うどんがあつたためではないかというふうに言われておりますけれども、今年、亀山商工会議所が地域経済活性化の起爆剤を考えていく中で三重県が進めるみえフードイノベーション・プロジェクトを活用することとなり、三重の商品シリーズとしてのぐるなびの企画である地域活性化プラン関連商品事業の一環として県内で御当地ラーメンづくりの仕掛けを進める事業に参加し、亀山市と市内12の店舗と連携して亀山ラーメンをつくり上げました。

これがそのPRグッズでございまして（現物を示す）、こちらがその

PRポスターでございます。（パネルを示す）ここを見ただけでもわかりますように、この亀山ラーメンとは、麺は三重県産小麦ニシノカオリを使用したものであること、具材には、三重県産キノコ3種、ハタケシメジ、ハナビラタケ、ヒラタケを使用したものであること、亀山ラーメン会のオリジナルブレンドみそを使用した牛骨みそラーメンであることの三つの条件を満たすラーメンということになっております。

このみえフードイノベーション・プロジェクトとは、三重県が平成24年度から取り組んでいる事業で、県内の農林水産資源を活用し、多様な業種や大学、研究機関、市町、県などの様々な主体が連携することで新たな商品やサービスを革新的に生み出す仕組みのことで、これまでに、この亀山ラーメン以外にも、植物工場を活用した高度な栽培環境の制御による高品質トマトであったり、三重県特産のイセエビ、イセヒジキ、セミノールを使ったソフトクリームなど、約30種類の商品の開発をしてきたとのこと。

このプロジェクトは、新たな商品やサービスを生み出す仕組みとしては素晴らしいものであるというふうに思いますけれども、少しPR面では欠けているような気がします。知事には亀山ラーメンの特別サポーターとなっていていただいておりますので、知事としての感想をまず伺いたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 亀山ラーメンを含むみえフードイノベーション・プロジェクトのPR面が不足しているのではないかとということでございます。

改めてになりますけれども、みえフードイノベーションは、農林漁業者、食品加工・ものづくり企業、流通事業者、飲食店などの様々な事業者や、大学、研究機関、行政など産学官が連携し、1、農林水産物に高度な技術などを組み合わせること、2、商品開発力のあるメーカーや販売ルートを持つ事業者と組むことで商品力の高い商品やサービスを開発すること、3、研究機関等で商品の機能性や鮮度などの特徴を科学的に分析すること、などで商品の付加価値を高める取組であります。

平成24年度に取組を始めてからこれまで、先ほど議員から御紹介いただい

たもののほかに、例えばかんきつなどをえさに加えることで高品質な養殖マダイをつくる伊勢まだいプロジェクト、それから、県内で捕獲した野生獣の活用を進めるみえジビエ推進プロジェクト、このみえジビエ推進プロジェクトにおいては、COCO壺番屋などのチェーン店でも展開をさせていただきました、など産地や生産者と連動した取組や話題性のある商品開発を進めてまいりました。これまで、37プロジェクトから28の商品が生まれております。

亀山ラーメンも今年度開発した商品の一つでありまして、この取組を盛り上げるために、私も特別サポーターとして、キックオフ大会への参加やフェイスブックでの発信など、PRに一役買ってまいりました。近々ご当地ラーメングランプリの発表があるようではありますが、今のところ、いい線をいっているというふうに聞いておりますので、大変うれしく思っております。

このように、みえフードイノベーションは県産農林水産物の価値を高めることでもうかる農林水産業を実現することを目的とした仕組みではありますが、取組を始めたばかりで大ヒットと言える商品が生まれていない面もあり、全国への発信や県民への浸透はまだ不十分であると私も考えております。

これまでに開発された商品のPRをさらに強化していくとともに、生産者や事業者で構成されるみえフードイノベーション・ネットワークの参加者を増加させるなど、産学官の連携をより一層強化することで新たな商品開発プロジェクトの創出につなげ、三重県を代表するヒット商品を生み出せるように取り組んでまいりたいと考えております。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○13番（長田隆尚） ありがとうございます。

先ほど御答弁いただきましたグランプリですけれども、今週締め切りが終わって、12月の下旬から中旬にかけて発表があるということでございますので、グランプリをとった暁にはまたいろいろと支援のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、亀山市では、知事のような特別サポーターとは別に、亀山ラーメン

を通して亀山の地域を県内外に広くPRするためのサポーター制度がございまして、この11月21日現在では260名の方が登録されてPR活動を行っていただいております。例えば美し国おこし事業では、いろいろな機会に関連した団体が出展するブースをつくったりしてPRをしておりますが、このみえフードイノベーション・プロジェクトによって誕生した商品についても、今後そのような形でPRしたり、また、ちょうど三重テラスもオープンしましたので、そこでPRしていただくとか、できないものでしょうか。

ちょうど農業につきましては、つくる農業から売れる農業へ、そしてもうかる農業へと展開をいただいておりますので、みえフードイノベーション・プロジェクトによって誕生した商品につきましても、つくる商品から売れる商品へ、そしてもうかる商品へと展開するような取組もしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○農林水産部長（橋爪彰男） みえフードイノベーション・プロジェクトから生まれた商品のPRをということですが、これまで37のプロジェクトがございまして、28の商品が生まれております。例えばですが、大手カレーチェーンと連携することで県内全店舗で販売を行った商品、また、鉄道会社と連携することで車内限定で販売した商品、さらには、複数の飲食店と連携することで県内各地で同時に開催できる料理フェア、こういうことなど、いずれもあらかじめ販路を考えた商品というふうにしております。

これらの商品の発売に当たりましては、知事が先頭に立ってPRを行っているというほか、首都圏での展示への出展であるとか、例えば大阪上本町駅で伊勢、鳥羽、志摩など三重のうまいものを持って行って販売するうまいもん列車というものもしておりますし、中部国際空港セントレアの物産展での販売、これに加えて、観光キャンペーンと連動したイベントでの販売、こういうことも通じて積極的に情報発信を行い、売れる環境づくりに取り組んでいるということです。

今後ですが、商品開発においてもさらに産学官の連携を強化したり、バイヤーや実需者の意見を踏まえた商品づくりということが必要だと考えており

ますし、今おっしゃっていただきましたように、三重テラスなどでのテスト販売であるとか展示商談会へのブースの出展、こういうことも取り組んでいき、もうかる商品というふうにつなげていきたいと考えております。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○13番（長田隆尚） ありがとうございます。

ちょうど今週の土日に名張におきましてB-1グランプリに参加団体も参加した中で、「圏際・食彩・文化祭 ご当地グルメでまちおこし in NABARI」というのが開催されるそうでございます。（チラシを示す）亀山につきましても、亀山ラーメンではなくてこちらはみそ焼きうどんでございますけれども、そちらのほうに参加させていただいております。このような仕掛け等を含めましていろいろと考えていただき、ぜひともみえフードイノベーションのプロジェクトによって誕生した商品がもうかる商品となるように要望しておきたいというふうに思います。

では、二つ目の大きな項目の来春導入の二つの県民税についてお伺いします。

まず、みえ森と緑の県民税についてです。この税は、本年3月の議会において、災害に強い森林づくりと県民全体で森林を支える社会づくりを進めるために導入された税です。

（パネルを示す）この表は議会に提示された制度の仕組みでございまして、これによりますと、基本方針は大きく、災害に強い森林づくりと県民全体で森林を支える社会づくりに分類され、その使途として、土砂や流木を出さない森林づくり、暮らしに身近な森林づくり、森を育む人づくり、木の薫る空間づくり、地域の身近な水や緑の環境づくりの五つが示され、それぞれ5年間の事業費が記載されており、また、別途、市町交付金制度の創設と、実施主体は県と市町で、県と市町の役割分担や交付金制度、交付金配分の考え方について示されております。

これまで県民の周知につきましては、県政だよりみえの5月号で、森林づくりのほか、子どもたちに森林の大切さを学んでもらう森林環境教育や県産

材を活用した公共建物等の木造・木質化などに役立てるという概要説明と、誰にどれだけ課税されるのかが示されており、7月号では先ほどの用途について示されています。

一方、これは三重県の発行しているPRポスターでございます。（パネルを示す）まず、税の導入時期、導入した理由が記載され、続いて仕組みについて次のように記載されております。

まず、課税方式として、県民税均等割に上乗せして納付する税であるということ、そして、納税義務者は、個人については、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方、障がい者、未成年者、寡婦または寡夫で、前年の合計所得が125万円以下の方、前年の合計所得金額が市町の条例で定める金額以下の方を除いた、1月1日現在で県内に住所、家屋敷または事務所を有する方で年額1000円、法人につきましては県内に事業所等を有する法人で、現行の法人県民税均等割額の10%相当額であるということが示されています。

そして、納税の仕組みと事業の仕組みが示され、市町交付と県事業があり、その用途については、これの裏側でございますけれども、Q&A方式で示されています。

しかし、このチラシでは、どの事業が県事業でどの事業が市町交付による市町事業であるのか、どう使われるのかについては全然わかりませんし、今までのこの税以外で行われている既存の事業との違いもわかりません。

このように、県民に負担を求める新たな税であるにもかかわらず、県民に対する広報が不十分であると思いますが、今後、この税の周知をどうしていくのか、特に既存の事業との違い、県が行う事業と市町交付によって行われる事業との違いをどのように周知していくのかについてお伺いしたいと思います。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 県民税についての市町交付金事業の違い等についてということです。みえ森と緑の県民税では、今おっしゃっていただきましたように、災害に強い森林づくりと県民全体で森林を支える社会づくりの

ために必要となる新たな取組を県と市町が連携して進めていくという取組です。

このうち、県では効果が広範囲に及ぶ取組や県が実施することで効率化が図られる取組を担うということとして、主に災害に強い森林づくりを計画的に進めたいと考えています。

一方、市町では、暮らしに身近な森林対策や森林環境教育、都市住民が森林とふれあう機会の創出など、住民と森林との関係を深める取組を担うこととして、主として県民全体で森林を支える社会づくりを進めていただきます。

これまでの広報ですが、チラシや県政だよりに加えまして、新聞の主要6紙への広告掲載、また、フリーペーパーでの周知約52万7000部、イベントでの周知活動153回、全国高校野球の三重大会放送時のテレビCMで15回、ラジオでの周知8回など、様々な媒体を使って行ってまいりました。また、経済団体であるとか市町等の広報誌への記事掲載、また、チラシの配布に協力をいただいて52件の掲載等を行っているところです。さらに、県の担当職員が地域の集会であるとか団体等の会議に参加させていただいた折に、課税内容や税の導入目的、また、税を活用した事業について詳しくお知らせするということをしておりますし、県が行う事業や市町が地域の実情に応じて実施する事業についての説明も、これまでに184回行ってまいりました。

今後の広報活動ですが、バスの前のバスマスク広告であるとか県内主要駅のポスターの掲示、また、ケーブルテレビの広報番組の放映、ラジオでの告知のほか、平成26年度の自動車税の納税通知書を送付する際に新税のお知らせを同封させていただくなど、様々な機会を捉えて県民の皆様への周知をこれまで以上に図っていきたいと考えております。

今、御指摘のように、これまで県と市町の役割分担等について、チラシ等に明確に表記をしておりませんでした。現在、各市町で市町交付金事業の具体化をかなり進めていただいておりますので、今後は、県と市町の事業分担であるとか既存事業との違い、また、税の使途等について、県民の皆様へわかりやすい広報に努めてまいりたいと考えております。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○13番（長田隆尚） 周知につきましては、バスの広告であったり、来年の自動車税の納付時に合わせて行うということでございましたが、市町の交付金についてその用途は、県から関与するのではなくて市町に任せるということでよろしかったのでしょうか。

○農林水産部長（橋爪彰男） 基本的には、今申し上げたような幾つかの想定例をお示ししておりますので、それに基づきまして、市町の事情に応じて創意工夫していただくというような使い方を考えております。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○13番（長田隆尚） 基本的に市町に任せるといふことだと思いますけれども、先ほど示しましたところにもありましたように、とりあえず五つの用途につきまして想定がされておりますが、そうすると、この想定とは結果的に大分違ってくるといふ可能性も出てまいるといふ思います。例えば、ある団体がこの用途の中で暮らしに身近な森林づくりの想定事業の中の里山づくりを市町で行ってほしい、あるいは里山づくりの補助金を市町に申請したいという声があった場合でも、その市町に事業計画がないということが想定されますけれども、そういうような場合についてはどのような対処をされるのか、考えておられますでしょうか。

○農林水産部長（橋爪彰男） これまで県から、市町の交付金事業の使い方と申しますか、やはり市町のほうも初めてですので、いろいろ御説明をいたしました。特に市長会であるとか町村会の会合に、私ども、出席しての説明、また、市町担当課長会議を開きまして、交付金制度についての説明も行ってまいりました。

特に来年4月からその事業を円滑に進める必要がありますので、県の農林水産事務所にも市町の担当者との情報交換の場を設けて交付金事業の具体化に向けた協議を行っているところで。

この交付金事業につきましては、その取組の必要性であるとか、今おっしゃっていただきましたように住民の皆さんの要望を踏まえまして、その市

町で税の導入目的に沿った取組内容を決定いただくということになっておりますので、市町においてこの趣旨を踏まえて進めていただけるよう、今後も引き続き働きかけていきたいと考えております。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○13番（長田隆尚） それでは、せっかく増税までやって行う事業でございますので、ぜひとも住民からの要望に応えるような形で今後とも検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

一方、実は同じ時期に導入される県民税に復興税があります。この復興税につきましては、県税とは別に国税としての復興特別所得税、復興特別法人税がありますが、今回質問させていただくのは県税のほうの復興税について質問させていただきたいと思います。

この県民税の復興税は、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づくもので、東日本大震災からの復興財源に充てる国税である復興特別所得税及び復興特別法人税も既に創設されており、県民から見た場合、県民税の復興増税分の増額がどのように活用されているかを含めて十分に県民に周知が図られているというふうには思えない状態です。

そこで、今回の県民税の復興税の増額分につきましてはどのように活用されているのか、また、活用されていくのか、そして、県民に対してどのように周知を図っていくのかについて、2点お伺いしたいと思います。

〔稲垣清文総務部長登壇〕

○総務部長（稲垣清文） 復興税についての御質問でございます。今回の個人県民税の臨時特例措置でございますけれども、先ほど議員のほうからも御説明がありましたとおり、東日本大震災を教訓に全国的に緊急に実施します防災・減災事業の地方負担分を賄うための財源として設けられたものでございます。具体的には、平成23年度、24年度に直轄事業及び補助事業として実施される防災・減災事業の地方負担分や、地方単独事業として実施します防災・減災事業の財源に充てるものとされております。

この個人県民税の臨時特例措置によりまして、地方全体といたしましては0.8兆円を確保することとされております。しかしながら、税率の引き上げは平成26年度分の個人県民税から行われることから、まず、地方債を財源に事業を実施した上で、後年度の税収でその地方債の元利償還のための財源を賄うこととされております。

本県におきましても、この制度を活用いたしまして、平成23年度及び平成24年度におきまして、地方債、緊急防災・減災事業債でございますけれども、を発行いたしまして、直轄事業及び補助事業として実施された道路のり面整備や河川におきます護岸整備などの防災対策をはじめとする事業の県負担分に充当するとともに、単独事業で防災拠点の整備でありますとか橋梁の耐震化等の事業を実施したところでございます。

次に、県民の皆様への広報についてでございますけれども、この県民税の臨時特例措置と同じく平成26年度分の個人県民税から適用となりますみえ森と緑の県民税、この周知とあわせまして県のホームページへ掲載等を行ってきたところでございます。

今後は、各種の広報媒体、チラシ等を活用いたしまして、特に個人の県民税・市町民税納税通知書の送付直前の5月には、自動車税の納税通知書と同封予定のみえ森と緑の県民税のチラシに同じく記載することによりまして、時宜を得た周知を図り、納税者の方にとってわかりやすい広報に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○13番（長田隆尚） 今、説明しましたんですが、ちょっと難しくて、復興税には国税と県民税があるということと、一方で、今回の議案にもなっていますが、復興関連予算の国への返還とか、非常に複雑になっています。ぜひともこの県民税の復興税についても、県民に丁寧の説明していただくとともに、周知していただきたいなというふうに思います。

先ほど答弁にもございましたが、みえ森と緑の県民税と県民税の復興税の

二つの県民税を一体的にあらわすとこの表のようになります。（パネルを示す）結果として、みえ森と緑の県民税と、あわせて県民税均等割額が1500円増額され2500円に、市町民税均等割額が500円増額されて3500円になり、県民税、市町民税の均等割額が結果として2000円増額され、4000円から6000円になるということがわかります。

新たな税負担の導入は県民の立場に立ってみますと増税ということで非常に関心が高いものでございますので、ぜひとも両部で連携しながら十分な説明と周知を図っていただきたいと思っておりますので、この点を要望させていただいて、終わらせていただきたいというふうに思います。

次に、緊急医療体制の整備についてお伺いします。

昨今、救急車は来たけどなかなか病院に向けて出発しないという声を聞きます。（パネルを示す）この表は救急車の現場到着所要時間別の出動件数調べと収容所要時間別搬送人員調べです。この表を見ていただきますと、救急車が現場に到着するまでに、平成24年度で最低ゼロ分、最長で121分必要で、平均しても8.4分かかっていることがわかります。ここ10年を比べてみますと、この10年間の現場到着平均所要時間は5分未満のケースが減少し、5分以上のケースが増える傾向にあり、結果として平均2.4分増加していることがわかります。

一方で、救急車が出動してから患者を乗せて病院に着くまでの時間は、平成24年で平均38分かかっております。こちらについても、ここ10年間を比べてみますと、この10年間で30分以上かかるケースが増加傾向であるため、結果として平均10.1分増加していることがわかります。特に60分以上かかるケースは6162件増加し、4.48倍になっています。

この現場到着所要時間や病院への収容時間の増加傾向は三重県だけの問題ではなくて全国的な傾向で、10年前も現在も三重県の数値は全国平均にほぼ近いものですので、このような結果を踏まえますと、救急車は来たけれどもなかなか病院に向けて出発をしないという声上がるのは全国的だということもわかると思います。

そこで、原因は何かということなんですけれども、こちらについてもよく声で聞きますのが、受け入れ病院がなかなか決まらないという声になってまいります。（パネルを示す）この表は、重症以上の病症者の医療機関に受け入れ照会を行った回数です。平均は1.3回で余り変わっておりませんが、4回以上照会した件数は、平成23年度が特に悪かったため平成24年度は少し改善されたように見えますけれども、趨勢的には増加傾向にあり、これが一つの原因かということが考えられます。

ちょうど私が当選させていただいた平成20年度、三重県議会に救急医療体制調査特別委員会というのがございまして、私も途中からですが、その委員にならせていただきました。

そして、その特別委員会から救急医療体制整備に関する提言が、救急医療の体制づくり、救急医療を支える医師等医療人材の確保、関係機関（消防等）との連携と社会啓発の3点についてなされ、その関係機関（消防等）との連携と社会啓発の中の実現・推進すべき事項の一つとして、救急医療情報の精度向上と救急医療の広域搬送体制の整備が示されました。

具体的には、運用されている医療情報システム医療ネットみえについて、県民向けの医療情報の内容の充実や精度向上に取り組むとともに、消防本部等関係者向けの救急医療情報の精度向上に努めること、特に、全国の先進事例の調査検討や、各病院が情報管理担当者の配置に要した費用の一部助成を検討するなど、県内救急告示病院等の医療対応情報の精度向上とシステムの信頼性を確保する取組を推進すること、そして、119番通報を受け、救急車が現場到着後、搬送先を決定するまでの間、長時間出発できないことがあるが、これは、救急隊が搬送先病院等を順次電話をかけて確認、依頼していることが原因であり、バックアップ病院等の空き情報等の確認は、救急隊以外の専門スタッフによる広域での一括管理が有効であると考えられることから、救急医療情報の精度向上とともに、最適な搬送先を瞬時に決定し、速やかな情報提供が可能な県単位での医療情報センター、救急指令センター等の整備の検討など救急医療の広域搬送体制の構築を検討することが必要ということ

が書かれています。

なかなか救急医療体制が整備改善されたとは思いませんけれども、この提言を受けまして、その後どのように対処されてきたのかについてお伺いしたいと思います。

〔細野 浩健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 特別委員会の提言を受けて、救急医療体制の整備の取組につきまして御答弁申し上げます。

救急患者が速やかに医療機関におきまして適切な治療を受けることができるためには、医師確保の取組を進めますとともに、医療機関の集約化や機能分担、機能連携を進めることなどにより、救急医療体制の確保を図ることが重要な課題と考えております。

平成21年度と平成23年度に策定しました地域医療再生計画でもこの救急医療体制の確保を取組の柱に位置づけまして、二次救急医療機関の再編整備や機能強化、救命救急センターの整備やドクターヘリの導入によるバックアップ体制の整備などに注力してきたところでございます。また、救急医療を担う病院勤務医の確保・定着に向けた取組も進めまして、地域医療再生基金を活用して救急医療提供体制の整備に取り組んできたところでございます。

一方で、二次、三次の救急医療を効果的に提供していくためには、病院前救護体制の充実、それから、初期救急との機能分化や連携といったことが不可欠でございます。

こうしたことから、平成21年3月に議会の特別委員会からいただきました提言にもありますように、救急医療に関する情報を提供するシステム、医療ネットみえの改修に当たりましては、医療機関における救急患者の受け入れに係る情報の充実や消防機関の搬送先選定の参考となる情報の提供など、県民や消防機関、医療機関がより利用しやすいシステムとしたところでございます。

しかしながら、医療機関の業務負担等の面から、救急患者の受け入れに係る情報をリアルタイムに更新するということまでには至らないのが実情で

ございます。また、御提案にもありました各医療機関への情報管理担当者の設置とか医療情報センターの整備につきましては、医師等、適切に対応する人材など、体制の確保が大変難しいという状況と考えております。

このような状況ではありますけれども、救急搬送において消防機関と医療機関の連携体制を強化しまして、受け入れ先医療機関が速やかに選定されることが重要でありますことから、傷病者の状況に応じた適切な搬送と受け入れ体制を構築するための救急搬送ルールとしまして傷病者の搬送及び受け入れの実施に関する基準を策定しまして、現在運用しているところでございます。

今後、消防機関と医療機関が連携しながら当該基準の運用状況について検証を重ね、必要に応じて基準を改善することにより、また、引き続き救急医療体制の整備を進めることによりまして、受け入れ医療機関の選定に時間を要する事案の減少につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○13番（長田隆尚） いろいろ頑張っておるけどなかなか減っていかんというのが現状やというお答えやったかなというふうに思っています。

最近、国のほうで救急医療体制の強化として、救急患者のたらい回しを防ぐという目的で地域の保健所や消防機関等に設置しているメディカルコントロール協議会に専任の医師を配置したり、救急搬送を断らない医療機関の確保を支援するといったことが検討されているということですが、こちらについても三重県としては今後どのように取り組んでいくのかについてもあわせてお伺いしたいと思います。

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 国では平成26年度の予算の概算要求におきまして、今お聞かせいただきました地域のメディカルコントロール協議会へ専任の医師を配置するとともに、救急搬送を断らない医療機関を確保するための支援を打ち出しておるという状況でございますけれども、制度の仕組みなど具体的な内容はまだ不明の状態でございます。

今後、国から情報を入手しまして、本県の対応について、医療機関や消防機関と協議しながら検討していきたいというふうに考えております。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○13番（長田隆尚） ぜひともその回数がどんどん減るような形で、一步一步こちらのほうも前に進んでいただければなというふうに思います。

実は今、亀山市で新しい消防署の分署をつくるという計画をしています。当然ながら消火体制の強化ということもあるわけですが、その設置の基準の一つに救急車が5分以内に現場に到着できる比率を最大にすることということがシミュレーションでございまして、今回のシミュレーションでいきますと、平均走行時間が6分半から5分に縮小し、11分以内に到着できる到着率は86%から95%に向上するという結果になっています。

このように救急車の現場到着所要時間を短くする努力をしておりますも、結果としてなかなか病院が受けてもらえなければ病院に向けて出発できないという状況は改善しませんので、ぜひとも国の救急搬送を断らない医療機関の確保の支援を見きわめつつ、重症以上の病症者の医療機関の受け入れ照会を行った回数が少しでも少なくなるような形で患者を乗せて病院に着くまでの時間が短縮されることを望みたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後に、河川の整備についてお伺ひしたいと思います。

一級河川において、一つの河川を国、県、市町の複数の管理者が管理する場合があります。それぞれが連携して整備を進めていただいておりますということは昨年お伺ひしました。

（パネルを示す）さて、この図は、ある川の計画高水位、平均河床高と現状での計画流量流下時水位をあらわした図です。青の計画高水位より計画流量流下時水位が上回ると想定される部分が赤く塗られておりますけれども、堤防の高さというのは計画高水位より高くつくられておりますので、この赤い部分の区間で川の水が全て堤防を越えるということではありませんけれども、この赤い部分は川の水が堤防を越える可能性が高い場所ということに

なっておりまいます。

この図を見ているとその場所は、頭首工、井堰のある場所と支流の河川が合流する場所ということになりますが、例えばこの河川の下流から10キロまでのところが国管理、それより上流が県管理という仮定をした場合に、この川全体について、早急な頭首工、井堰の撤去を含め、水害の起こらないような整備を進めていくことについてお伺いしたいと思います。

また、県管理B河川の合流地点については、A川が国管理ですので、B川からの土砂の流入が原因と考えられます。同じように、A川の県管理区間に合流するC川は市町管理河川ですが、こういった場合の各管理者の連携した対策についてはどうするのかもあわせてお聞かせいただきたいと思います。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 御質問の複数の管理者が管理する河川における一般的な河川改修の進め方ということで御答弁させていただきます。

まず、河川の改修の計画を策定する際に、流量とか川幅、河床勾配、そのような基本的事項とともに、御質問の頭首工や井堰がある場合には、統合とか廃止、そのようなことも含めまして、それらの管理者とも協議して、調整して計画を定めると。ただ、計画がそのように協議が非常に多いということで、計画を定めるのに長期の時間を要しているというのも実情でございます。

次に、工事の実施に際しましても、その改修計画に基づき毎年、事業連絡調整会議とか河川堆積土砂撤去推進調整会議、このような二つの場におきまして、国、県、関係市町と、施工箇所、順番、時期などについて協議して調整を行って実施しているところでございます。

また、本川と支川の管理者間においても、先ほどの複数の管理者が管理する河川における進め方と同様に、協議、調整を行っているところでございます。

今後とも、このような場を利用しまして、河床掘削をはじめとする維持管理も含めて、より一層管理者間の連携に努めてまいりたいと考えております。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○**13番（長田隆尚）** 本年度から松阪建設事務所ほかで、河川堆積土砂撤去の

箇所選定の仕組みという事業が試行的に始まっているというふう聞いています。この仕組みは、河川堆積土砂撤去について、箇所選定段階で地元市町と情報共有や計画的土砂撤去に取り組む仕組みで、撤去箇所の優先度や実施方法の考え方をもとに選定した、今後数年間の実施候補箇所や当該年度実施箇所を市町と共有するシステムであるというふう聞いております。

堆積土砂撤去につきましては、箇所選定段階で地元市町と情報共有をして、県として今後数年間の実施候補箇所や当該年度実施箇所等を選定していくことは当然大切なことでありますけれども、実施箇所については、川の水系全体で、国、県、市町が連携して実施していくことこそが必要ではないのかなというふうに思われます。

今、試行中ということですが、例えば先ほどのA川の例で、下から4キロ部分の国管理の部分の堆積土砂を国のほうが撤去する場合には、同時期に県が県管理のB川からの堆積土砂流入を減らす工事を行うとか、C川のように、頭首工の上流でなかなか頭首工の撤去が進まず、暫定措置としてその上流部の堆積土砂の撤去をする場合には、市町にも管理河川C川からの堆積土砂流入を減らす工事を同時期に行ってもらおうとか、管理者が同じ場所では言うまでもなく違う場合にも、情報の共有だけではなくて、協力して工事を実施していただくように要望したいと思います。

昨年も申し上げましたが、井堰につきましては、河川の流れからすると不要なものであるということでございますが、農業振興の意味から当然撤去するわけにはまいりませんので、その辺の連携もとりながら、河川全体で氾濫しないような形で、治水と利水のほうを絡めて今後とも推進していただきまことを要望させていただきまして終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（前田剛志） 7番 石田成生議員。

〔7番 石田成生議員登壇・拍手〕

○7番（石田成生） 自民みらい、四日市市の石田成生でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、一つ目は、四日市市にあります住吉運河埋立事業の県の関わりについてお尋ねをいたします。この件は四日市港管理組合の事業とも関連しますので、立場の境界線を見きわめながらお答えいただければと思っております。

この運河のおおよその位置は、湾岸道路の川越インターチェンジを南へ2キロメートル下ったところにあります。この運河は四日市港管理組合が管理をしておりまして、平成18年と平成21年に四日市港管理組合が、管理運営上の費用とか、防災上、安全上、この運河を埋め立てて緑地化することを計画しまして、地元を示したが頓挫をしておると。その計画のパスがこれでありまして、（パネルを示す）こういう計画を四日市港管理組合が立てて、平成18年と21年に地元を示しました。

頓挫している理由は、もともと運河の土地というのは個人の所有でありましたが、三重県に寄附をしております。後ほどもうちょっと詳しく説明をいたしますが、運河の役目を終えたときは個人に返還するという念書が存在しておりまして、こういう念書がございます。（現物を示す）これはもとの地権者がコピーを持っておったもので、個人情報がありますので余り大きくは出さなかったんですが、これも事前に御確認をいただいていることかなと思っております。

この念書が、運河の役目を終えたときは個人に返還するという念書でありまして、この運河を埋め立てて緑地化する事業を進める上でこの念書が有効であるのか無効なのかということが、この事業を進める上で、この問題を避けて通れないと、そういう思いでお尋ねをしております。

事の経緯をもう少し詳しく説明いたしますと、昭和28年9月25日、台風13号が紀伊半島を襲って近畿地方に大きな被害をもたらしました。たまたま満潮時に重なったために高潮が発生して、死者44名をはじめとする、行方不明者とか死傷者とか、家屋に対する被害も随分ありました。気象庁の発表では、わずか6時間で中心気圧が993ミリバールから900ミリバールに、わずか6時間で93ミリバールも下がったと、そういう大きな台風でありました。

この台風によって運河が被害を受けて、地域住民は三重県に対して県費に

よる護岸の災害復旧を要望しましたところ、個人の財産に対して公費は投じられないと、だから、土地を個人が県に寄附して、現在の護岸及び底地の所有者は、今、三重県なんですけれども、寄附をして県に整備をしてもらったという経緯があるわけですね。今は県が所有をして、四日市港管理組合が無償貸与を受けて管理をしております。

その後、先ほど申し上げました念書が、念書の日付はそれから随分後の昭和41年3月22日付で書かれておって、そのコピーをもとの地権者が持っているということです。護岸が不要になった場合は三重県が寄附を受けた土地を返還するという内容の念書であるわけですね。そして、随分それからまた時間もたちまして、平成18年11月に住吉運河水没地説明会というタイトルで、富洲原地区市民センターで、運河を埋め立てて緑地化する事業の説明会を行いました。そのときに元地権者からこういう念書が示されたわけです。

現在の所有者である三重県と元地権者が、この念書の有効性についての解釈が一致しないために、今、事業が進まないという状態になっておると理解をしております。

そして、平成18年に説明があつて、頓挫をした状態で、また平成21年5月にも説明会が行われております。そして、そこで話が、地元の住民が理解できないと、念書の有効性について意見が違いますので、そういう理由で事業が進まないのので、平成21年には四日市港管理組合の議会においてもこの件について一般質問がなされております。

これまでの経緯について少し話をさせていただきましたが、住吉運河の現状を考えたときに、平成18年と21年に四日市港管理組合が地元の説明に入ったように、老朽化している護岸をこのまま放置せず、安全、防災の面から、緑地としての土地利用、そのほうが良いと思うんですね。さらに、維持費や護岸改修費用、それから埋立費用を比較した場合、大きな差があるということから、このままの運河の維持が良いのか埋め立てが良いのかというのは、私は、埋め立てのほうが良いだろうと、そのほうが望ましいと思ってお尋ねをしておるわけです。

この運河の住吉水門の年間の維持費も1100万円かかっております。仮にこのままの運河にしておいて護岸整備をしていくとなると13億8000万円という数字も出ています。それに対して、埋立緑地化すると5億2000万円という数字も出ておりますから、この比較をしても、防災・安全上を見ても、できるだけ早く事業化していただくのがいいんじゃないかなと思います。

そこで、県にお尋ねしたいところがこの念書の有効性についてなんですけれども、平成21年12月25日の四日市港管理組合議会における一般質問において、そのときは副管理者答弁で、県はこの念書は有効でないという答弁をされております。土地は返還できないと判断しているということです。それも4年も前のことですから、見解が変わっておるかもわかりませんので、その見解についてお尋ねをしていくと、こういう質問なわけですね。

私の見解を先に申し上げておきますと、三重県がこの念書を無効であると、当時、4年前に言った理由は、この念書が、ちょっと読みますと、念書、昭和28年災害の復旧に関し、護岸敷として県が寄附を受けた下記物件について、次のとおり約束します、護岸が不要となり、県が当該物件を必要としなくなった場合には、寄附者またはその相続人に無償譲渡する、昭和41年3月22日、三重県知事田中覚、これが四日市市富洲原出張所長殿というふうになっています。その下に物件が表示をされておるといふ念書なんですけれども、地権者宛てでないということです。

四日市市の富洲原出張所の所長宛てであるということ。所長宛てであるから、その地権者が所長宛ての委任状がないわけですね。委任状もないじゃないかという、こういうことです。それから、田中覚知事の「田中覚」の横に公印がないと、こういう理由で念書は有効でないという主張を県は当時しておるようですね。

それから、もう一つは、昭和39年制定の三重県の条例で、県が寄附を受けた土地について、20年を経過している土地については返還できないという条例が39年にできておると。これも一つの理由にされております。

が、この地権者宛てでないという理由のところは、半世紀近くも昔のこと

でありますので、多分、私はそのときの書類作成のミスではないかなと想像するんですね。それで、地権者は、そこのところはよう突っ込まんわけなんですよ。個人宛てに書いてもらっていないのでちゃんと個人宛てにしてくれとか、お役人さんがつくった書類だから、知事の名前も書いてある、だから、当然これは有効なものと思って、行政が作成した書類だから当然間違いのないものだと思って大事に保管をしていたということなんですね。ですから、地権者にはその責任はないと思うんです。どっちかという、逆にそのような書類を作成した県の側の責任が問われるところじゃないかなと私は思うんですね。

それから、公印がないと言っていますが、この右上に「三重」の「重」の半分まで写っている割印があるんです。これをもって、これはどういう意味をするのかって、当然、三重県が押したんでしょう。地権者にとっては、ここまで押してあれば当然約束されたものだと思って、信じて保管をしていたということであると思うんですね。

それから、さらに、昭和39年に制定された財産の交換、無償譲渡、無償貸付等に関する条例で、20年を過ぎたものについては返さないという条例がありますが、39年以前に6件、県に対して所有権移転がされている部分、土地があります。その部分についてはそれも当てはまらないんじゃないかなと思いますし、これも土地のもとの地権者が持っていた書類なんです、（現物を示す）日付も誰がつくったものかも書いてありませんが中身を読むと行政がつくった文章に読み取れまして、四日市市富洲原地区の護岸敷の寄附に伴う念書の交付についてと、先ほどの念書の交付についてという説明の文章があります。

これの一部をちょっと読ませていただきますと、昭和28年の災害時に当富洲原地区の私有護岸が被害を受け、復旧を県に要請したと。私有護岸では災害復旧工事を行えないから、土地を県にすれば工事を行うとの対応であったので、連名で寄附請願が出され、四日市港務所、当時はこう呼ばれておったんでしょう、四日市港管理組合が多分なかったころかなと思いますが、四日

市港務所が施工する。しかし、正式の寄附願書の受領がなく、そのまま放置されてきたわけです。

当時、名四国道が当所を通る予想など、水面の埋め立ての話があったので、公用廃止の際は寄附者に返却してほしいと、返還を条件に寄附するという事になった、当事者もそれを了承していたと説明があります。

四日市港管理組合の設立の決定によって、四日市港務所所管の財産を整理することになり、この土地の寄附を完了するよう管財課で作業を進め、昭和40年9月、四日市市富洲原支所で関係者が会合し、条件付きの寄附であったことを確認しているという説明があります。

条件は連名で県に申し込むことになっていたが、区長の病等、この話が進行せず、先に寄附を受けて登記を完了した。このため、公用廃止の上は無償譲渡とする条件はどこにも明記されない結果となり、何らかの書類を残す必要があって念書を交付することとしたという、こういう書類も存在します。

先ほど紹介の、この書類の財産の交換、無償譲渡、無償貸付等に関する条例制定以後に寄附を受けた土地について、返還条件付きの寄附の話は昭和39年の条例制定以前からなされていた。所有権移転が39年以降であっても、先ほどの書類によって、その話は前から条件付きの、用が済んだら返すという話は39年のもう返さないという条例の以前から話があって、つくられたのはそれ以後であっても話としては前からあったということが言えると思うんです。

住吉運河の土地返還問題にこの条例を、昭和39年制定の条例を適用して、返還不可能とする考え方は、じゃんけんでいうと、私は完璧に後で出したじゃんけんじゃないかなと思っています。本来、個人の土地を県費を投じて工事できないといいながら、工事をやっていただいてありがたいことなんです。県に寄附しないと工事できないといいながら、寄附は随分、実際には後になっているわけです。これを見ると、寄附することを条件に工事してもらってありがたいことですが、いろんな手続が、工事をした当時に話し合いはされておりながら、手続がどんどん遅れて後になっておるわけなんですね。

本来、寄附をしなきゃ工事できないというのも、工事を先にやっちゃって、寄附の行為、所有権移転の手続がずっと、10年以上後になっているわけです。工事後十二、三年経過してからやっておるわけですね。四日市港管理組合の設立が決まるのを契機に、これはもう慌ててやったというふうに、その経過を見ると読み取ることができると思うんです。

そして、これ、私は行政側のこれを不作為という単語を使うのかどうか分かりませんが、やらなきゃいけないことをやってこなかったために、今回、この念書が無効であるという理由が逆につくようなことになってしまったのかなと思うんですね。だから、それをもって無効だといってもらってはちょっと乱暴かなと、こういうふうに思っておるわけです。

そして、今のこの状態がどんな状況を生んでいるかということ、住吉運河の緑地化の事業は凍結と。これは何でかということ、もともとの地権者がまとまらないからだと、返還してくれということを主張して。そういう状況を生んでおまして、防災上、緑地化を望んでいる方たち、その地域の方たちにとってはどうも協力しない人が悪いからだと、悪者になっているようなことがないかという心配があります。

防災上、安全上、施工費、管理費の比較、それから、昭和28年の災害があって、工事をした当時の経緯等々を考えて、埋め立てて緑地化する事業を四日市港管理組合が早くしてほしいわけですが、問題となっている土地の返還問題は三重県の問題でありますので、この件を早く決着させて四日市港管理組合が早期に緑地化事業に取りかかれる条件を整えていただきたいと、このように思いますが、御所見をお聞かせください。

〔稲垣清文総務部長登壇〕

○総務部長（稲垣清文） 住吉運河の埋め立てにつきまして、何点か御質問をいただきました。

基本的なことでございますけれども、普通地方公共団体の財産につきましては、地方自治法の第237条の第2項に条例または議会の議決による場合でなければ適正な対価なくしてこれを譲渡してはならないとされておりまして、

財産の交換、無償譲渡、無償貸付等に関する条例の第3条第1項第3号に該当する場合、寄附者に対して無償譲渡できると規定をされております。

御指摘の念書についてでございますけれども、繰り返しになって恐縮でございますけれども、四日市市富洲原出張所長宛てに出された文書でありまして寄附者宛てのものでないこと、それから、寄附者からの委任状も確認をされていないことなどから、残念ながら念書そのものの有効性にはやはり疑義があるのではないかと考えております。

また、先ほど御紹介のありました、四日市市富洲原地区の護岸敷の寄附に伴う念書の交付についての文書、これには当時から返還を条件として寄附する話があったことが推察される記載があるわけでございますけれども、その事実関係を確認できる書類は確認できておりません。4年前に四日市港管理組合議会での質問があった以降も、ほかに関連書類がないか、再度調査をしておりますが、その事実関係を確認できる、例えば寄附願書でありますとか協議記録、そういったものなどは、その後新たに見つかった書類も含めて確認ができておらない状況でございます。

県といたしましては、県の財産を無償譲渡できるか否かの判断につきましては法令に照らしまして厳正に行う必要があると考えております。事実関係を示す証拠書類が確認されない限り、無償譲渡することはなかなか難しいのではないかなというふうに考えております。

なお、条例制定前の部分についてでございますけれども、条例制定以前に寄附を受けた土地であっても、条例の施行後に財産の処分を行うものにつきましては、条例の適用を受けるということになります。

さらに、最も昔に土地の寄附を受けた昭和30年当時には、現在の条例の前の条例でございますけれども、県の財産処分に係る条例といたしまして、県有財産及び営造物に関する条例がございます。また、その後、三重県県有財産条例になったわけでございますけれども、いずれの条例におきましても現在の条例と同様の条文が存在しております。したがって、県が寄附を受けました昭和30年当時から、寄附者に対しては同様の取り扱いをしておると

いうふうに考えております。

それから、公印がないという部分でございますけれども、私どもの公印の取扱規程の中でございますけれども、知事名を記載する際には必ず公印を押さなければならないと、いわゆる知事印を省略することはできないことになっておりますので、公印がない念書につきましては、やはり証拠としての部分については問題があるのではないかというふうに考えておるわけでございます。

以上でございます。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） 4年前と同じ見解を答えていただいたということですね。

この念書の有効性についてですが、では、これは、有効でないことを今主張されたわけですが、三重県がつくった書類ではないと言われますか、いろいろ公印も押していないけれども三重県が出した書類ではあると思われるんですか、どうですか。

○総務部長（稲垣清文） 三重県がつくったと思われる書類であると思います。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） 三重県がつくった書類で、地権者に対してこういう約束をしましたって出しておるのは事実ということですよ。だから、地権者がこれを信じているのは間違いのないことで、今になってこれは全く無効だと、言われる理由はわかります。制度上の理由をもってこれは無効でないというのはわかりますが、ただ、本当にドライな理由で全くこれは無効だからその話は乗れないというお答えは、この書類を出した責任はどこにあるのかと、誰にあるのかと、その責任は十分感じていただきながら、これ、有効であれば、有効であったとすると、元地権者に土地を返しなさいということになりますが、もう一つは、四日市港管理組合の事業でありますからここでの議論ではないですが、その土地をこの後どういうふうにご利用していこうかということも合わせて、人格は別ですから、同じ人ですけども人格が別ということで、そこら辺よく、土地の返還問題と事業と違うところでありながら、こ

れ、やっぱり同じ話にしていかんと進みようがないと私は思うので、そんな、今のような、先ほどの答えのような乾き切った答えではなくて、もうちょっとこれは考えながらいかんとこの事業は進まないという結果を生むわけですから、この書類を、これが全く違う第三者が出した書類であれば、それは、全くこれは無効ですと、県は知りませんということを言えますが、出したのが県であれば一定の責任はあると思うんですね。だから、それをどう整理されていくかは多分お答えになれないと思いますが、この土地の、運河の今後の利用方法として、四日市港管理組合と一緒に地元の人と協議をしていただくことを望みますが、御所見があればお答えをください。

○総務部長（稲垣清文） 私どもの大先輩が事務処理をした案件ではございますけれども、この後、仮に無償譲渡なりの財産処分をするということになれば当然のことながら、現在担当しております私どもがいわゆる説明責任なり法的な根拠というものの説明をせざるを得ないということでございます。

いやしくも現在、三重県の財産として登記がされておるわけでございますので、その三重県の財産を処分するに当たりましては、やはり最低限、法的に明確な根拠と、そういったものの整理をした上でないと、やはり軽々に、お返ししますとか、無償譲渡しますとか、そういったことは言えないということは御理解をいただきたいと思っております。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） 軽々には、無償譲渡するって、当然言えないと思っております。

ちょっと先に進みたい気持ちもあるので、ぜひこの運河をどうするかということを進めるには、出した責任ももうちょっとどこかで感じていただかんなんらと思うので、言われたように先輩がやった仕事なもので、昔の人がやっても、それは責任はずっと引き継がれていると思っておりますので、制度に沿って処分していかならんというのはわかりますが、できるだけ早く四日市港管理組合の事業として、安全面とか、それから費用面とか考えて、埋立事業が進むような道をぜひ探っていただくように要望して、この質問は終わります。

続いて、有用微生物群の行政事業での活用についてお尋ねをいたします。

ウィキペディアによりますと、その一部、抜粋して説明しますと、有用微生物群は通称EMと呼ばれ、1982年に琉球大学農学部教授比嘉氏が農業分野での土壌改良用として開発した微生物資材の名称であると、ここでは解説されております。乳酸菌、酵母、光合成細菌を主体とする微生物の共生体とされて、農業、畜産、水産、環境浄化、土木建築など様々な分野に利用されていると、主張されていると、ウィキペディアは、こういう表現がされております。EMとは、比嘉教授の開発した微生物資材の呼称であります。

植物に病害が発生すると農薬をまき、動物が病気になるから抗生物質を与えると。それから、池ではヘドロが発生するからしゅんせつや池の破棄を行うなど、多くの地域で環境が、これまでの対症療法的な問題解決の手法を続けると環境破壊が進んでいくということを書かれております。

大半の場合、その問題の原因には微生物が関係しておって、悪玉菌と呼ばれる微生物の多くが有機物を腐敗させ、環境を悪化させているとされております。しかし、そこにEMを投入すると、有機物が腐敗しないばかりか発酵によって様々な抗酸化物質や養分がつくられて健全な環境を生み出し、植物や動物などに利用されやすい形になると主張されております。

この技術を用いた結果、農業では植物自体が健康に育つことで病害を克服する、畜産では動物の健康状態が改善される、ふん尿の悪臭がなくなる、水産ではヘドロや病害が発生しないといった現象が起こると主張されております。これ、いいところだけ抜粋して言っているように思われますが、客観性も持たせないけませんので、ウィキペディアの中には批判的な意見も書かれていることを申し上げておきます。

先ほど申し上げましたように、従来に対症療法的な問題解決で多くの地域に環境破壊を起こしてきたところを自自然な形に改善しましょうということをお願いしたいわけなんです。費用もそこで比較もしていただきたい。河川管理においては、コンクリートの三面張りではなくて、また、その都度のヘドロしゅんせつではなくて、微生物を使って本来の自然な形に戻して管

理をしましょうと。学校のプールの水の利用や、また掃除、冬の間プールの水は、夏の間はちゃんと管理してきれいに、当然、子どもが泳いだりしますから管理されておりますが、冬はほったらかしで水も腐っていくわけです。その水は災害時に利用することもできませんし、次のシーズンのための掃除も汚れ取りの薬剤をまかなきゃ取れないですね。すると、排水したときに河川を汚してしまっているという結果があります。

効果を出した有名な例として、四日市市の阿瀬知川の例を紹介します。（パネルを示す）阿瀬知川というのは、この真ん中を通っているブルーの部分が阿瀬知川で、生活雑排水によって随分汚されてきたという経緯があります。右上の写真がもっと大きくするとこれなんですけれども、（パネルを示す）この写真であれが汚れなのかヘドロなのかどうか、ちょっと見られた方は確認しにくいかわかりませんが、ヘドロがたまっている状態がこれです。

その阿瀬知川にボランティアとか地域の人たちがEM菌を培養した液をこのように入ると。（パネルを示す）これもそうですが、（パネルを示す）このように皆さんの、地域のボランティアの手によって入れられていくと。そして、EMだんごといまして、（パネルを示す）土もまざっておりますが、EM菌とかぼかしとか、こういうだんごをつくって投入をしております。

そうすると、汚れていた川がちょっと、やや透明に、だんだんと透明になっていって、水草が生えて見えてくると。（パネルを示す）このようにきれいな水になって魚の群れも見れるようになります。（パネルを示す）これが四日市市の阿瀬知川。

当時の新聞では、こういう結果が出てくるのに大体6カ月という報道がなされておりましたが、もうちょっと長く見ても8カ月ぐらいでこういうような結果が出たというような報道もなされておりました。

ついでに、伊勢湾の浄化の活動も紹介します。

（パネルを示す）これは四日市市の磯津というところの漁港で、もともとこのコンクリートの器は魚を入れるためのものですが、ここを使ってEM菌

を培養しているところの写真です。（パネルを示す）そして、その培養したEM菌を四日市漁港に流しているという写真です。（パネルを示す）そして、船にも積みまして、ちょっと沖へ出かけて、やや沖で流していると。

ちなみに、顔の見えていない、麦わら帽子をかぶった男性は私の父親でありまして、もう今亡き父親なんですけど、こっちを向いて写っておればいいのに何か向こうを向いて写って、私の父もやっておりました。

それから、四日市港あたりにも入れています。（パネルを示す）これ、四日市ドームの海側なんですけど、年に1回、海の日あたりにEMだんごとかを投入しております。（パネルを示す）これが四日市ドーム側から撮った写真であります。

ざっとビジュアル的に紹介をさせていただきましたが、EM菌の活用については過去の県議会の会議録にも登場してきております。平成20年にも会議録に出てきておりますし、平成13年3月には当時の北川知事が、「微生物を活用した環境保全技術は、環境にとってやさしい手法であることから、今後の環境保全の有効な技術として期待される所であり、平成13年度から有用微生物群を用いた汚泥の分解や、水質改善等に関する試験研究に取り組み、環境浄化に及ぼす影響について検証していくこととしています」とあり、この有用微生物群を用いた汚泥の分解や水質改善等に関する試験研究に取り組み、環境浄化に及ぼす影響についての、その検証というのが、県費を投じて英虞湾で実験されております。

平成18年10月にまとめられておまして、これは、実験のフィールドは志摩市の2地区。この調査レポートのまとめが59ページにあります。水質については変化は確認できなかったと、残念ながら確認できなかったとあります。そして、底質、底の土については、腐敗、還元性、悪臭の指標であるAVS及び汚濁指標であるCODに減少傾向が確認され、地域漁業者に対する聞き取りにおいても、アマモが増えた、悪臭がなくなったという回答がありました。そして、一定の効果ありと推定がされます。

このような報告がなされていますが、さて、この調査結果をどのように捉

えておみえですか、お聞かせをいただきたいと思います。

そして、科学的根拠とか数値的根拠に基づかないとなかなか税金は使いにくいというのが大方の行政の姿勢であるのはわかってはおりますが、人の生活の歴史とか人の食の歴史を考えると、海の幸、山の幸、初めて口にした人は科学的根拠も数値的根拠もちろん持ち得ないまま口にして、おいしいと感じて、そのまま現在まで食材として、食文化として伝えられてきているものもたくさんあります。中には、そういうチャレンジャーは命を落とす人もひょっとしたらいたのかもわかりませんが、現在まで伝えられているものはおいしくて安全なものだということが言えるわけです。

最近随分話題にもなっておりますけれども、今日の食の安心・安全には科学的根拠や数値的根拠が求められていますが、そういう根拠を示すことが可能になったのは、歴史上はつい最近のことです。

私が言いたいのは、有用微生物群の活用も何が根拠かということ、もう見たまが根拠ではないか。そう理解して取り組んでいただいたらどうかと、こういう意見を申し上げておいて、それについての御所見をお聞かせください。先ほどの写真で父親もやっていたから、私の父の遺言だと思ってお答えをいただけるとありがたいなと思います。御所見をお聞かせください。

〔竹内 望環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（竹内 望） 有用微生物群の件について御答弁を申し上げます。

議員からもお話をいただきましたけれども、平成13年度から平成17年度の5カ年にわたりまして、英虞湾のほうで、有用微生物群を利用いたしました水質、底質等に関する実験、調査を実施したところでございます。

まず、水質の改善については、有用微生物群による効果は認められませんでした。

次に、底質につきましては、2カ所調査を行ったうちの1カ所で、お話がありましたように、腐敗、還元性、悪臭の指標でありますAVS（酸揮発性硫化物）及び有機物による汚濁の指標でありますCOD（化学的酸素要求

量)に減少傾向が認められるなど、一定の効果はあると推定をされているところでございます。

一方で、この調査結果の中では、有用微生物群に限らず、微生物にはその特性を発揮するための最適な条件があって、微生物を活用した改善対策はそれを活用するフィールドの条件に左右されるということもまとめられているところでございます。幾つかパネル等でお示しをいただきましたけれども、その場合、有用微生物群と河川等の条件がうまく適合した可能性はあるのかなというふうにも思います。

一方で、有用微生物群の環境改善効果につきましては、肯定的な意見、否定的な意見の両論がございます。科学的な知見、根拠が不十分な状況にあるというふうに考えております。また、環境改善に効果を発揮するためには、先ほども触れましたけれども、そのフィールドに適合するかどうか一つのポイントになると思われるんですけれども、これにつきましては科学的な知見が不十分な状況にあると思っております。いずれにいたしましても、引き続き知見であるとか事例の蓄積に努める必要があるというふうに考えております。

なお、水質の改善に向けましては、やはり陸域からの負荷の削減というのが重要であると考えておまして、引き続き、工場、事業場の排水に対する規制であるとか、市町との連携による生活排水対策等に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番(石田成生) 環境生活部長にお答えをいただきましたが、県がやっている事業に向けて有用微生物群を用いたらどうかと思うところは答弁を求めませんけれども、河川管理とか、あと、実際に学校のプールの清掃なんかにも使っているところ、ありまして、効果というのは、水が腐らないとか、掃除をしやすいとか、臭くないとかというのは実際に出ているので、環境生活部長のお答えでは条件が合ったと。なかなか相手も生き物ですから、この有

用微生物群とその現場の環境の相性というのもあるかわかりませんが、いずれにしても、いい結果が出ている、その結果を求めて相性を探していけば、これはもうええ話で、ぜひ今後も研究をしていただいて、河川管理もコンクリートで固めるんじゃなくて、もともとの昔の川で、土があって、砂があって、植物が生えて、魚がいて、虫がいてというような、それが望ましいと思いますので、ぜひ引き続き御研究をいただいて、有用微生物群等を活用した自然な形での河川管理等を探っていただくように要望しておきます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、三つ目の質問をさせていただきます。

障がい児・障がい者入所施設の今後についてお尋ねをいたします。

昨年、平成24年4月1日に改正児童福祉法が施行されたことを受けて、現在、県内に4カ所ある福祉型障がい児入所施設が今後どうなっていくのかについてお尋ねをいたします。

この現存する県内4カ所の障がい児入所施設には、本来、障がい児入所施設という名前のごとく、18歳までの方が入所する施設であるにもかかわらず、18歳を超えている障がい者、この方たちを加齢児と呼んでいるそうですが、今年の9月1日現在で県内4カ所の施設に26名の加齢児の方たちが入所をして生活をしております。

そのうちの多くは重度の障がいを持っているという理由から、家庭復帰やグループホームやケアホームで受け入れていただくことも困難であるため、18歳を超えても障がい児の施設に引き続き入所することという措置がなされてきました。

ところが、平成24年4月1日施行の児童福祉法の改正によって、同法附則の第63条の2が削除されました。この附則第63条の2というのは、入所している児童の障がいが重度であって、引き続いてその者を入所させておかなければその者の福祉を損なうおそれがあると認めるときは20歳を超えてもその施設に入所させておくことができるというものです。法改正によってこれが削除されて、20歳に達した者は入所していることができなくなるということ

です。

今の説明で、障がい児施設だから18歳まで、二十になれば入所できなくなると、この間、2年間差があるわけですが、18歳を超えて二十になるまでの方たちはどうなっているのかということ、同法、児童福祉法の本則の第31条で埋められております。この第31条には、20歳になるまでの間、その者が社会生活に順応できるようになるまで引き続き在所させる措置をとることができるとあって、改正後も第31条が存在しますので、二十まではこれまでどおり障がい児施設に入所可能ということになっております。

問題は二十を超えた障がい者の移行先であります。この改正によって、改正というのは平成24年4月、直ちに障がい児の施設から出てくださいというわけではありませんが、平成30年3月31日までに県内の四つの施設は、障がい児施設として維持するのか、障がい者の施設に転換するのか、障がい児施設と障がい者施設の併用、この三つのいずれかを選択しなければなりません。法改正の平成24年4月1日から換算して6年ですね、平成30年までは。6年なんですけど、もう改正から1年半が過ぎておりますので、今から数えると残り4年半のうちに四つの施設は方向を決めて、その決めた方向の状態にしなければならぬと、こうなっております。

そして、加齢児の方本人にとっては、自宅かグループホーム等に住居し、日中は生活介護事業所に通所する、または成人の入所施設である障がい者支援施設に移行するしかないわけですね。

今月11月19日に衆議院本会議において、障害者権利条約承認案が全会一致で可決をされました。この後、参議院での審議を経て、今国会中には承認される見通しとなっております。第19条には、全ての障がい者が自立した生活をし、地域社会で受け入れられることを保障しなければならないことが規定されております。

この近々、批准される障害者権利条約を踏まえて質問をさせていただきます。

県内の福祉型の障がい児入所施設は現在4カ所、四日市市、津市、伊勢市、

伊賀市にあります。定員のトータルは153人で、今、121人が入所されております。そのうち26人が18歳以上の加齢児と聞いております。これらの加齢児は自宅やグループホーム等の地域の中で普通に暮らすことがあるべき姿だと考えますが、重度の障がいがあるために地域移行ができないと、先ほど申し上げたとおりなんです、そういう理由で、本来、児童が対象の施設にとどまっているのが現実なんです。

そこでお尋ねをいたしますが、こうした重度の加齢児に対応するために地域で自立生活を可能とする支援や条件整備が必要と考えますが、県としてどのように取り組んでいくのかをお尋ねいたします。

ここで、四つの施設が平成30年までに決めなきゃいけないわけです、三つのうちのどれか。これは県と、市町も含めてなんでしょ、協議となっていますが、協議した結果、どこに行くかわからないじゃなくて、思いとしては、この四つの施設は障がい児施設のままに残さないと、障がい児の施設としてそのまま残らんとまずいんじゃないかと。ちょうど4カ所で立地的にもバランスもある程度とれているし、今のところまだ定員には満ちておりませんけれども、これ、一つ減ることによってもう足らなくなる等々の理由。それから、設置基準等々、施設整備基準等が障がい児の施設でありますから、障がい者の施設にしたときに基準も違うだろうと思われるので、随分お金をかけるとか、それから人の配置等々にも影響してくると思うので、四つの施設が障がい児の施設として残る方法を探らんとあかんのじゃないかというふうに私は思って質問をさせていただいておりますので、御所見をお聞かせください。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） 施設に入所している障がい児の地域での自立を可能とする支援等についてということでございますが、県では障がい者の地域移行を進めるために、みえ障がい者共生社会づくりプランに基づきまして、グループホーム、ケアホーム等の居住の場や、日中における活動の場の整備を進めてまいりました。また、平成21年度から福祉型障がい児入所施設に

コーディネーターを配置し、関係機関とのネットワークの構築に取り組むなど、18歳以上で福祉型障がい児入所施設に入所している、いわゆる、お話にございました加齢児の地域移行を進めてきたところでございます。

これらの取組により、施設に入所している加齢児は、平成19年には69人おりましたけれども、現在では26人と大きく減少したところでございます。

しかしながら、現在も継続して入所されている方につきましては、地域移行が非常に困難な重度な方もおりますし、また、新たに18歳となる入所児童もいます。このため、今後も、重度の障がいがあっても地域で自立した生活ができるよう、グループホーム等の施設整備の促進や障がい福祉サービスの充実に努めるとともに、これまで培ってきた地域移行を進めるためのノウハウを県内4カ所の福祉型障がい児入所施設間で共有するなど、引き続き加齢児の地域移行を進めてまいります。

また、県では、これらの施設や児童相談センターなどの関係者で加齢児への対応を協議することとしておりまして、加齢児が退所後も適切なサービスを利用できるよう、地域移行に向けた課題を共有するとともに、各施設の今後のあり方についてもあわせて検討を進めてまいります。

それで、議員から御紹介いただきました、現在の障がい児入所施設が平成30年までに、改めて申し上げますと、障がい児施設として維持していくのか、あるいは、障がい者施設に転換するのか、障がい児施設と障がい者施設の併設の、この三つのいずれかを選択しなければいけないという状況でございます。

そのときの考え方でございますけれども、福祉型障がい児入所施設が県や市と協議して決めるということになっておりますけれども、そのあり方を検討するに当たりましては、入所者の年齢や障がいの程度、それから家庭環境、将来利用する障がい福祉サービスなどを確認するとともに、今後、入所が必要な障がい児の人数等について適切な見込みを立てる必要がございます。また、各施設が将来的に維持運営できるよう、経営的な面も考慮する必要があります。

県としましては、こうした各施設の状況や各地域における加齢児の地域移行への取組状況、それから、市町の意見等も踏まえまして今後の方向性を検討して、各施設に対し助言等を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） これらの問題を協議する、検討する検討会を立ち上げることになっていると伺っておりますが、その検討会の内容について、まだ検討会が始まっていないのでこうですと言にくいところがあるかわかりませんが、検討会、こういう内容にしていきたいということをちょっと御紹介いただきたいのと、それから、その四つの施設が、この3種類の、障がい児としての施設、者に移行するのか、あるいは併設になるのかと選ぶときに、私はこの四つの施設は障がい児の施設のままが望ましいんじゃないかということを申し上げましたけど、それについてはどう思われますか、この二つについて、再答弁をお願いします。

○健康福祉部長（北岡寛之） まず、1点目でございますけれども、先ほど申し上げましたように、加齢児の地域移行を進める事業につきましては、平成21年度、22年度にモデル的に取り組んで、23年度から本格的にやっているとところなんですけど、本格的に加齢児を地域に進める事業をやっているんですけども、そういったところ、本年度も同様に四つのその施設に委託をして進めているところなんですけれども、こういった法改正等を踏まえまして、現在の課題、現在、重度の加齢児が残っておりますので、そういった方たちをどのような形で地域への移行を進めていくかということについて、各施設なり県、それから児童相談センターとか、関係者が集まって検討していきたいというのがまず1点目でございます。

それから、その施設のあり方につきましては、基本的にはその施設自身が県や市と協議して決めるということになっておりますので、先ほど申し上げましたようないろんな条件がございます。将来のこと、障がい者のこともありますし、それから、経営の面とかいろんなことがありますので、県として

今の段階でどうだということはちょっと申し上げにくい状況でございます。

以上でございます。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） 加齢児の方の扱いがそもそもというか、本来というか、障がい児の施設は18まで、法の中で二十まで延長できるとか、二十以後も重度であるがゆえに延長できるとかという特別な措置がなされてきて、本来、次への移行、家庭復帰であるとかグループホームとかケアホームとか障がい者の施設へって、それが進んでこなかったから今の現状があるので、その検討会ではそれをさらに進める努力をしていくというような内容であると理解してよろしいんですね。

○健康福祉部長（北岡寛之） 基本的にはそういうことでございますし、四つの施設がございますので、それぞれが移行のノウハウを持っているということで、そういったところも共有しながらさらに進めていく手はずにしたいと考えております。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） それが進んでいけば、おのずと障がい児の施設が障がい児だけ残る形になって、四つがそのまま障がい児の施設で残るという結果に結びつくんだと思うので、ぜひその方向で進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（前田剛志） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

休

憩

○副議長（前田剛志） 着席のまま、暫時休憩いたします。

午後3時0分休憩

午後3時1分開議

開 議

○議長（山本 勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委 員 長 報 告

○議長（山本 勝） 日程第2、議案第144号を議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。貝増吉郎予算決算常任委員長。

〔貝増吉郎予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（貝増吉郎） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第144号平成25年度三重県一般会計補正予算（第5号）につきましては、11月27日に開催された当該の分科会で詳細な審査を行った後、本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山本 勝） 以上で常任委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

採 決

○議長（山本 勝） これより採決に入ります。

議案第144号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 勝） 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

検 討 会 の 設 置

○議長（山本 勝） 日程第3、検討会設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。三重県議会基本条例第14条第1項の規定により、お手元に配付の一覧表のとおり、三重県食の安全・安心の確保に関する条例検証検討会を設置いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付の一覧表のとおり、三重県食の安全・安心の確保に関する条例検証検討会を設置することに決定いたしました。

検 討 会 設 置 一 覧 表

- | | |
|-----|--|
| 1 | 三重県食の安全・安心の確保に関する条例検証検討会 |
| (1) | 設置目的
米穀の産地偽装及び食材の不適切表示を受け、三重県食の安全・安心の確保に関する条例の調査及び検討を行うため |
| (2) | 定 数 7人 |
| (3) | 構成議員 議長が指名する者 |
| (4) | 設置期間 当該調査及び検討の終了まで |

○議長（山本 勝） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（山本 勝） お諮りいたします。明29日から12月1日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝） 御異議なしと認め、明29日から12月1日までは休会とすることに決定いたしました。

12月2日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（山本 勝） 本日はこれをもって散会いたします。
午後3時4分散会